



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっちゃん

第3期埼玉県教育振興基本計画(案)

(平成31年度～平成35年度)

県民の皆様の御意見をお寄せください。

「第3期埼玉県教育振興基本計画」(案)に対する御意見をお待ちしています。
(巻末に別紙様式があります。)

郵 送 〒330-9301 (住所は省略できます。)
埼玉県教育政策課 政策担当宛て
F A X 048-830-4950
メール a6992-02@pref.saitama.lg.jp

- ※ いずれも件名を「埼玉県教育振興基本計画」としてください。
- ※ 必ず住所・氏名を明記してください。
- ※ 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
電話等による口頭での意見はお受けできないので、御了承ください。

- 御意見の受付期間：平成30年10月10日(水)まで(必着)
- 県民の皆様の御意見をいただき、県議会の議決を経て計画を策定する予定です。
- いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。
- 計画案は埼玉県のホームページでも御覧いただけます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2203/iken.html>

目 次

第1章 総論	1
1 計画の趣旨・性格・期間	2
2 第2期計画の検証～成果と課題～	3
3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化	11
4 取り組むべき課題	14
5 埼玉教育の基本的な考え方	17
第2章 施策の展開	23
1 目標Ⅰ 確かな学力の育成	24
(1) 施策1：一人一人の学力を伸ばす教育の推進	24
(2) 施策2：新しい時代に求められる資質・能力の育成	27
(3) 施策3：伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進	29
(4) 施策4：技術革新に対応する教育の推進	31
(5) 施策5：人格形成の基礎を培う幼児教育の推進	33
2 目標Ⅱ 豊かな心の育成	35
(1) 施策6：豊かな心を育む教育の推進	35
(2) 施策7：いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実	38
(3) 施策8：人権を尊重した教育の推進	41
3 目標Ⅲ 健やかな体の育成	43
(1) 施策9：健康の保持増進	43
(2) 施策10：体力の向上と学校体育活動の推進	46
4 目標Ⅳ 自立する力の育成	48
(1) 施策11：キャリア教育・職業教育の推進	48
(2) 施策12：主体的に社会の形成に参画する力の育成	51
5 目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進	53
(1) 施策13：障害のある子供への支援・指導の充実	53
(2) 施策14：不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援	56
(3) 施策15：経済的に困難な子供への支援	58

(4) 施策 16 : 一人一人の状況に応じた支援	60
6 目標VI 質の高い学校教育のための環境の充実	62
(1) 施策 17 : 教職員の資質・能力の向上	62
(2) 施策 18 : 学校の組織運営の改善	65
(3) 施策 19 : 魅力ある県立高校づくりの推進	67
(4) 施策 20 : 子供たちの安心・安全の確保	69
(5) 施策 21 : 学習環境の整備・充実	72
(6) 施策 22 : 私学教育の振興	74
7 目標VII 家庭・地域の教育力の向上	76
(1) 施策 23 : 家庭教育支援体制の充実	76
(2) 施策 24 : 地域と連携・協働した教育の推進	78
8 目標VIII 生涯にわたる学びの推進	81
(1) 施策 25 : 学びを支える環境の整備	81
(2) 施策 26 : 学びの成果の活用の促進	84
9 目標IX 文化芸術の振興	86
(1) 施策 27 : 文化芸術活動の充実	86
(2) 施策 28 : 伝統文化の保存と持続的な活用	88
10 目標X スポーツの推進	90
(1) 施策 29 : スポーツ・レクリエーション活動の推進	90
(2) 施策 30 : 競技スポーツの推進	92
第3章 計画の推進に際して	95
1 社会全体で取り組むための連携・協働	96
2 計画の着実な実現	98
3 指標	99
参考資料	117

注1) 次ページに、参考として計画（案）の概要を掲載しました。

注2) 文中に*を付した語句については、117ページ以降に「用語の解説」がありますので御参照ください。

第3期埼玉県教育振興基本計画（案）の概要

第2期計画の検証

- 確かな学力の育成 → 埼玉県学力・学習状況調査を活用した指導改善の一層の推進
- 心と体の育成 → 児童生徒の自己肯定感・自己有用感の向上、運動習慣の確立
- 学校教育環境の充実 → 教員の授業力向上
- 家庭・地域の教育力の向上 → 「親の学習」の推進、学校応援団の活動内容の一層の充実
- 生涯学習活動の支援とスポーツの推進 → 生涯学習活動への参加促進、スポーツの推進

教育を取り巻く社会の動向等

- 人口構造の変化
- 急速な技術革新
- グローバル化の進展
- 経済・雇用情勢と格差の拡大
- 地球規模の問題の進行
- 子供をめぐる状況の変化
- 家庭・地域の状況変化
- 教員の役割の増大

今後取り組むべき課題

- ① 社会の激しい変化に対応するための知・徳・体の育成と環境整備
- ② 職場や地域社会で多様な人々と連携・協働する力の育成
- ③ 多様なニーズに対応した教育機会の提供
- ④ 家庭教育の支援、学校・家庭・地域の連携・協働
- ⑤ 人生100年時代を見据えた生涯学習・文化・スポーツの推進

基本理念：「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」

県民の誰もが参画しうる生涯を通じた多様な学びを実現し、自身の人生や社会の未来を切り拓く力を育成する

- 夢や志、豊かな心を持ちつつ、社会の激しい変化に対応して、主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育成する。
- 埼玉県学力・学習状況調査や協調学習、学校応援団など、本県独自の先進的な取組を更に発展させ、充実させる。

理念の実現に向けて
各施策の推進に
当たり共通する
3つの視点

視点1
未来を生きる力を育む

視点2
多様な人々と絆を深める

視点3
生涯の学びと活躍を支える

10の目標と30の施策

目標Ⅰ 確かな学力の育成
施策1：一人一人の学力を伸ばす教育の推進
施策2：新しい時代に求められる資質・能力の育成
施策3：伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進

施策4：技術革新に対応する教育の推進
施策5：人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

目標Ⅱ 豊かな心の育成

施策6：豊かな心を育む教育の推進
施策7：いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実
施策8：人権を尊重した教育の推進

目標Ⅲ 健やかな体の育成

施策9：健康の保持増進
施策10：体力の向上と学校体育活動の推進

目標Ⅳ 自立する力の育成

施策11：キャリア教育・職業教育の推進
施策12：主体的に社会の形成に参画する力の育成

目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進

施策13：障害のある子供への支援・指導の充実
施策14：不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援
施策15：経済的に困難な子供への支援
施策16：一人一人の状況に応じた支援

目標Ⅵ 質の高い学校教育のための環境の充実

施策17：教職員の資質・能力の向上
施策18：学校の組織運営の改善
施策19：魅力ある県立高校づくりの推進
施策20：子供たちの安心・安全の確保
施策21：学習環境の整備・充実
施策22：私学教育の振興

目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上

施策23：家庭教育支援体制の充実
施策24：地域と連携・協働した教育の推進

目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進

施策25：学びを支える環境の整備
施策26：学びの成果の活用促進

目標Ⅸ 文化芸術の振興

施策27：文化芸術活動の充実
施策28：伝統文化の保存と持続的な活用

目標Ⅹ スポーツの推進

施策29：スポーツ・レクリエーション活動の推進
施策30：競技スポーツの推進

主に児童・生徒に対する施策

主に子供を取り巻く環境に関する施策

あらゆる年齢層に対する施策

（今後5年間で挑戦する取組の例）

- ① 埼玉県学力・学習状況調査や協調学習の拡充
- ② 学習データを活用した個に応じた学びの研究
- ③ 地域との連携・協働による社会に開かれた学校づくり

計画の推進に際して

- 市町村、学校、家庭、地域、大学・企業等など、様々な関係者と連携・協働しながら社会全体で教育に取り組む
- 客観的な根拠を重視した行政運営（EBPM）にも留意しつつ、PDCAサイクルにより計画を着実に実現

第 1 章

総 論

1 計画の趣旨・性格・期間

(1) 計画策定の趣旨

本県では、平成21年度から平成25年度にかけて、「埼玉県教育振興基本計画『生きる力と絆の埼玉教育プラン』」（以下「第1期計画」という。）に基づき、また、平成26年度から平成30年度にかけては、「第2期埼玉県教育振興基本計画『生きる力と絆の埼玉教育プラン』」（以下「第2期計画」という。）に基づいて、本県教育の振興に取り組んできました。

第2期計画においては、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす埼玉県学力・学習状況調査*の実施や協調学習*の推進、学校と地域の絆を深める学校応援団*の活動の充実など、市町村や関係機関とも連携しつつ、本県独自の取組を実施しました。

第2期計画の計画期間が終期を迎えようとしている今、これからの社会を見通すと、少子高齢化やグローバル化、さらなる技術革新の進展をはじめ、人々の生活に影響を及ぼす様々な変化が現われてくるものと予想されます。変化の激しい社会を生き抜くため、教育には、基礎的・基本的な力とともに、変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値を生み出す創造力などを育むことが求められています。

このように、社会の変化とともに教育の果たす役割がますます重要になっていく中、本県の今後5年間の教育に関する基本的な計画として、平成31年度を計画の初年度とする「第3期埼玉県教育振興基本計画」（以下「第3期計画」という。）を策定します。

第3期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第2期計画の成果と課題などとともに、埼玉県5か年計画や埼玉教育の振興に関する大綱*、国の第3期教育振興基本計画も踏まえながら、2030年以降も見据えた中長期的な視点に立ち、5年間に取り組む本県教育の目標と施策の体系を示しています。

(2) 計画の性格

ア 本県の教育振興基本計画

教育基本法に基づく教育振興基本計画として、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画（平成30年度～平成34年度）を参酌しつつ、本県教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

教育行政の関係者はもとより、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これからの埼玉教育の未来を共に描き、創っていくための共通の指針としていきます。

イ 埼玉県5か年計画を踏まえた分野別の計画

県政全般の総合的な計画である「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－（平成29年度～平成33年度）」を踏まえた、教育行政分野における計画です。

(3) 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間です。

2 第2期計画の検証～成果と課題～

第2期計画では、第1期計画に引き続き、「生きる力を育て 絆を深める埼玉教育」を基本理念に掲げ、それを踏まえた5の基本目標の下に24の施策と111の主な取組を設定し、様々な事業に取り組んできました。

また、24の施策には33の施策指標を設定し、その達成状況も参考にしながら、それぞれの施策の進捗状況を検証してきました。

各施策は着実に進められ、平成30年4月1日における33の施策指標の達成状況は、計画策定時の数値から目標値に向けて上昇しているものが25、そのうち目標値を達成したものが9となっています。

目標値を達成している9の施策指標のうち、100%を目標値としていた施策については、内容の充実を目指して取組を進め、それ以外の施策については更に指標の数値を伸ばすことを目指して取組を進めています。

ここでは、第2期計画の各基本目標における代表的な施策を取り上げ、平成29年度末現在の主な成果と課題を示します。

(1) 基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

本県では、児童生徒の学力と各学校の指導などとの関係を客観的なデータに基づいて分析し、より効果的な施策や指導を全県で共有して、児童生徒一人一人の学力を伸ばすため、平成27年4月から、「埼玉県学力・学習状況調査*」を実施しています。

この調査は、小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒一人一人の学力などを継続して把握するもので、「児童生徒に学習したことがしっかりと身に付いているか」ということだけでなく、「一人一人の学力がどれだけ伸びているか」などの分析もできる本県独自の調査です。児童生徒一人一人の学力を継続して把握することで、

子供たちが現在の實力を知り、「どれだけ伸びたか」を実感し、自信を深めていくことを大切に考えています。

3回目となる平成29年度の調査では、前年から「学力の伸び」が見られた児童生徒の割合が、国語科（小学校4年生～中学校3年生）、算数・数学科（小学校4年生～中学校3年生）、英語科（中学校2年生～中学校3年生）の11の学年間のうち、8の学年間で前年度よりも増加しています。

この調査では、学力だけでなく、自制心、自己効力感、勤勉性、やり抜く力の非認知能力*についても調査を行っています。本調査結果の分析からは、主体的・対話的で深い学び*が、児童生徒の学習方略*の改善や非認知能力*の向上をもたらし、さらには学力向上にもつながる可能性が導き出されました。本調査から得られた知見も踏まえつつ、主体的・対話的で深い学び*の実現に向けた授業改善や、良い取組の普及などを進めています。

また、全国学力・学習状況調査*の結果によると、本県は全国平均を下回っている教科区分が見られる一方で、本県平均正答率と全国平均正答率との差は縮まってきています。

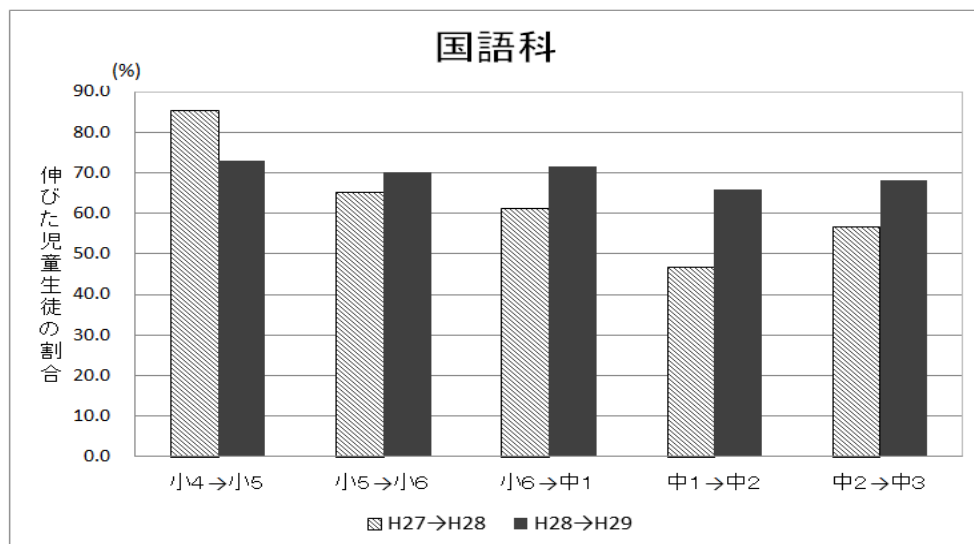
今後の課題としては、各学校においてデータに基づくPDCAサイクル*を確立するとともに、児童生徒の学力を伸ばした効果的な取組や工夫を共有するなど、埼玉県学力・学習状況調査*を活用した指導改善を一層進める必要があります。

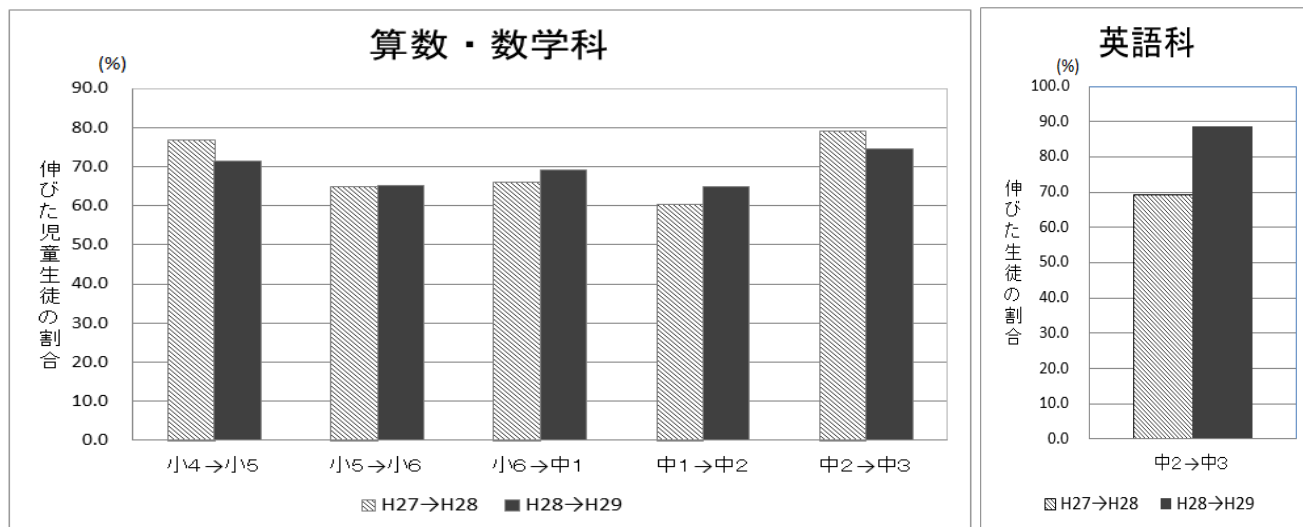
埼玉県学力・学習状況調査*

○前年から「学力の伸び」が見られた児童生徒の割合

平成29年度 11の学年間のうち8の学年間で前年度より増加

前年から「学力の伸び」が見られた児童生徒の割合





(2) 基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

本県では、児童生徒の豊かな心を育むため、発達の段階に応じた様々な体験活動を実施するとともに道徳教育や人権教育などを推進してきました。

県内公立小・中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、認知年度内に解消された件数の割合は、平成24年度は92.8%でしたが、平成28年度には96.8%となりました。

今後とも、いじめの未然防止や早期対応に取り組むほか、体験活動の充実などを通して、児童生徒の自己肯定感・自己有用感の向上を図るなど、豊かな心の育成に取り組む必要があります。

体力については、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定し、体力向上のためのプログラムや教材を活用するなど、きめ細かな指導の実践に取り組んできました。

体力テストの5段階絶対評価で上位3ランクの児童生徒の割合、児童生徒の割合が目標値に達した学校の割合とともに、小・中学校では目標値を上回る一方、高等学校では目標値を下回っています。

今後の課題としては、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するため、児童生徒のスポーツへの関心や意欲を高めながら、運動習慣を身に付けさせ、体力を向上させていくことが求められます。

いじめの解消率

- 県内公立小・中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、認知年度内に解消された件数の割合
平成28年度 96.8% (目標値100%)

体カテスト

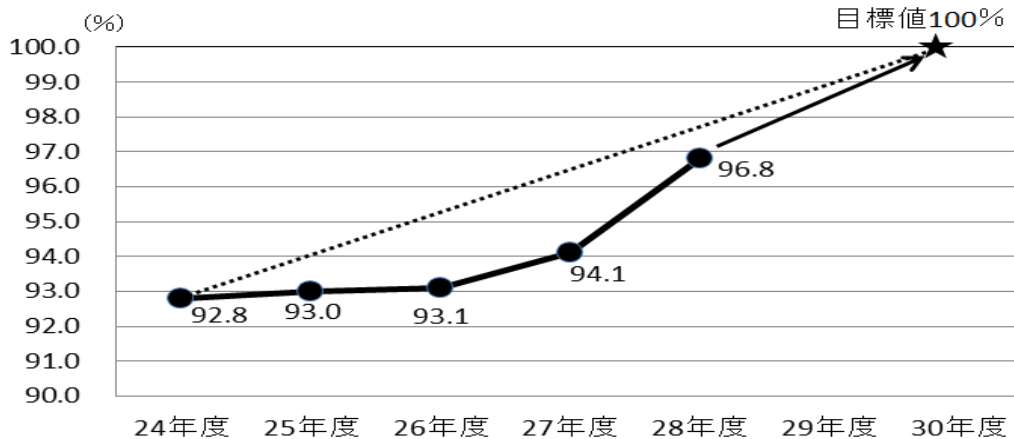
○5段階絶対評価で上位3ランク（A+B+C）の児童生徒の割合

平成28年度	小学校	82.2%	(目標値80.0%)
	中学校	85.5%	(同 85.0%)
	高等学校(全日制)	89.3%	(同 90.0%)

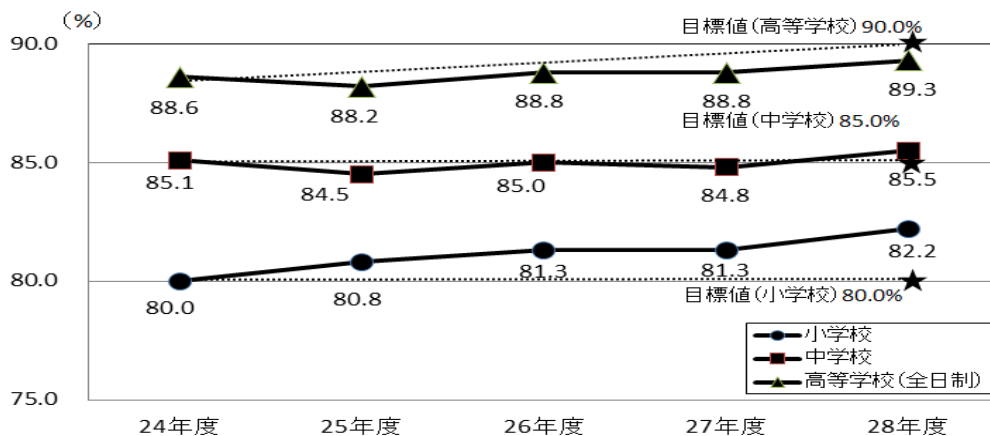
○5段階絶対評価で上位3ランク（A+B+C）の児童生徒の割合が目標値（小学校80%、中学校85%、高等学校(全日制)90%）に達した学校の割合

平成29年度	小学校	75.1%	(目標値65.0%)
	中学校	63.8%	(同 60.0%)
	高等学校(全日制)	50.7%	(同 55.0%)

いじめの解消率

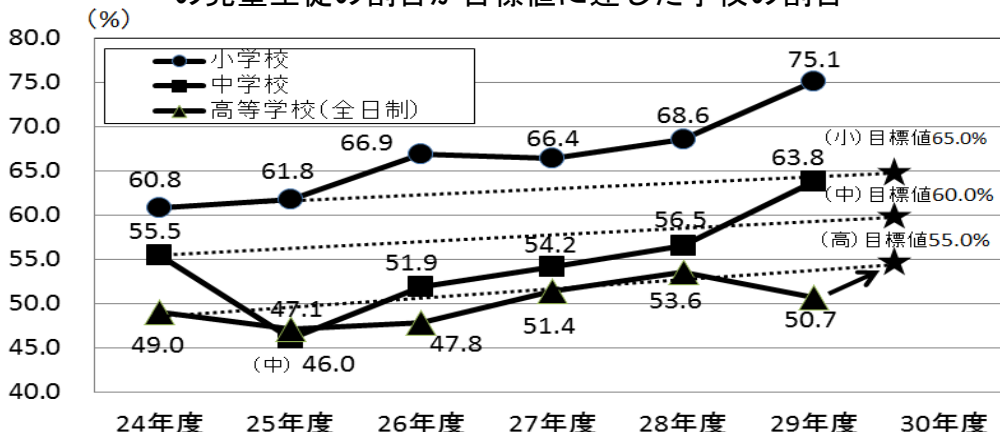


体カテストの5段階絶対評価で上位3ランク（A+B+C）の児童生徒の割合



※目標年度は平成28年度

体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(A+B+C)の児童生徒の割合が目標値に達した学校の割合



(3) 基本目標Ⅲ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

本県では、児童生徒が主体的に授業に参加し、児童生徒同士の相互作用によって課題を多面的・多角的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力を形成していくため、小・中学校、高等学校で協調学習*などによる授業改善を推進し、教員の授業力を高めてきました。

こうした改善を推進するに当たり、「主体的な学び」の実現に関する研修を受講し「授業実践」を行った教員の人数は、平成24年度は748人でしたが、平成29年度には7,057人となりました。

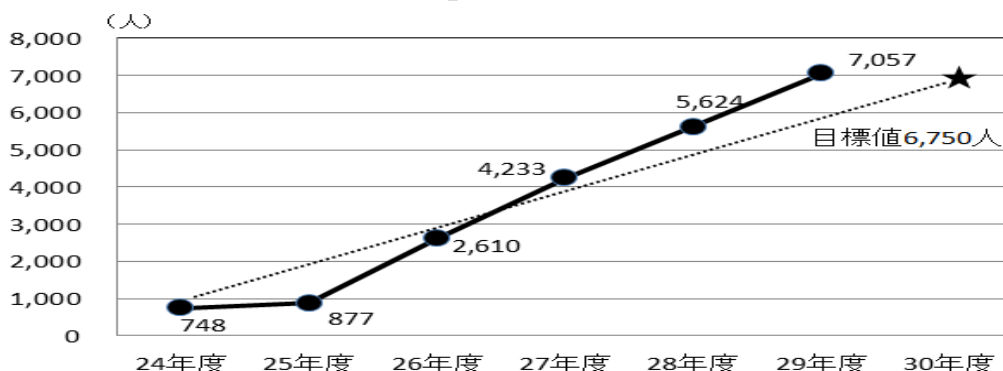
今後の課題としては、主体的・対話的で深い学び*により児童生徒が変容する授業実践を推進するため、教員の授業力向上に一層取り組む必要があります。

「主体的な学び」の実現

○「主体的な学び」の実現に関する研修を受講し「授業実践」を行った教員の人数

平成29年度 7,057人 (目標値6,750人)

「主体的な学び」の実現に関する研修を受講し「授業実践」を行った教員の人数



(4) 基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

本県では、家庭教育アドバイザー*の養成を進め、県内各地域における「親の学習*」の推進や地域子育て支援拠点*の整備等に取り組んできました。「親の学習*」講座の年間実施回数は、平成24年度は1,146回でしたが、平成29年度には、1,697回となりました。

今後とも、家庭教育に関する親の学習支援や、幼稚園・保育所・認定こども園*などと連携した子育て支援などを通じて、家庭の教育力向上に取り組む必要があります。

また、県内全ての小・中学校において学校応援団*を組織し、保護者や地域の住民の参加の下、学校の学習指導、安全確保、環境整備などの活動の充実を図りました。

小・中学校における学校応援団*の1校当たりの年間平均活動回数は、平成24年度は209回でしたが、平成29年度には223回となりました。

今後の課題としては、コーディネーターやボランティアの人材確保や活動内容の充実に一層取り組むことが必要です。さらに、これまでの学校と地域の関係は、学校が地域から支援してもらう一方向の関係が多くなっていましたが、今後は、これまでの取組を基にして、学校と地域が双方向に連携・協働し、社会総がかりで教育に取り組むことが求められています。

「親の学習*」講座

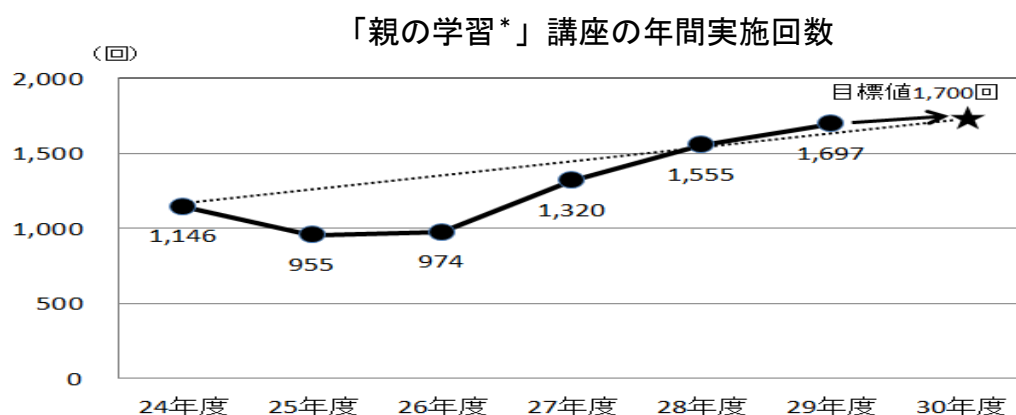
○年間実施回数

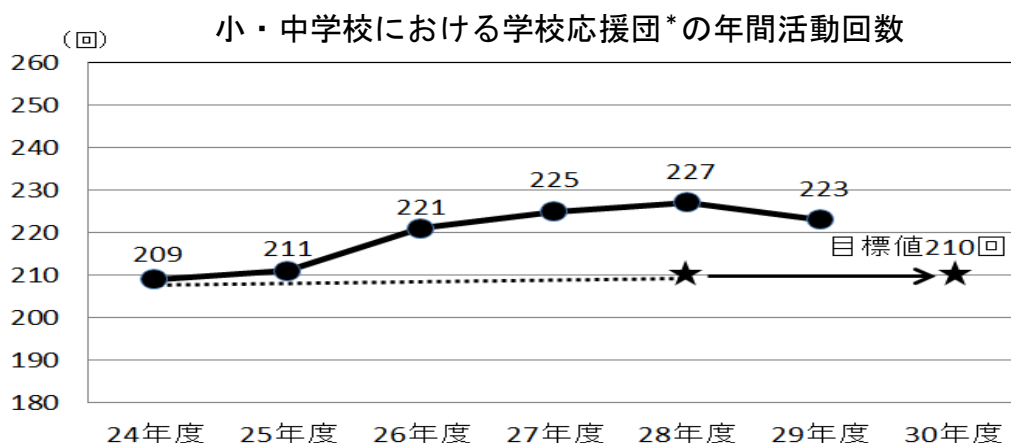
平成29年度 1,697回（目標値1,700回）

小・中学校における学校応援団*

○年間活動回数

平成29年度 223回（目標値 210回）





(5) 基本目標V 生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進

本県では、「学び合い、共に支える生涯学習社会」を目指し、新たな学習機会の創出や広域的なネットワークの構築のための支援などに取り組んできました。また、大学やNPO、青年会議所、市町村などが連携して実施する「子ども大学*」の開校と自立した運営を支援し、県内に居住する子供たちがいずれかの「子ども大学*」に参加できる体制が整いました。

生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を生かしている人の割合は、平成24年度は45.4%でしたが、平成29年度には61.6%となりました。

今後の課題としては、これまでの成果を基に、より多くの県民が主体的に学習に取り組む、その成果を生かすための施策を一層推進する必要があります。

また、文化芸術の振興と伝統文化の継承のため、文化芸術団体への支援や県立美術館・博物館における魅力的な常設展・企画展の実施等に取り組んできました。こうした取組の結果、県立美術館・博物館の年間利用者数は、平成23年度は71.2万人でしたが、平成29年度は83.1万人となりました。

今後とも、県民の文化芸術活動への参加促進や、県立美術館等の活動の充実、伝統文化の保存と持続的な活用を一層図る必要があります。

さらに、スポーツを通じた元気な埼玉づくりを図るため、スポーツ活動の機会や情報の提供、総合型地域スポーツクラブ*の設立・運営支援、選手や指導者の組織的・体系的な育成に取り組んできました。こうした取組の結果、県民のスポーツ実施率や、スポーツ施策に関する県民満足度は策定時より向上していますが、目標値には達していません。

今後は、ラグビーワールドカップ2019™*や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*などを契機に、より一層県民のスポーツ・レクリエーション活動の推進に取り組むとともに、引き続き同大会における本県ゆかりのアスリートの活躍に向けて競技力の強化に取り組む必要があります。

生涯学習

○生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を生かしている人の割合
 平成29年度 61.6% (目標値50.0%)

県立美術館・博物館

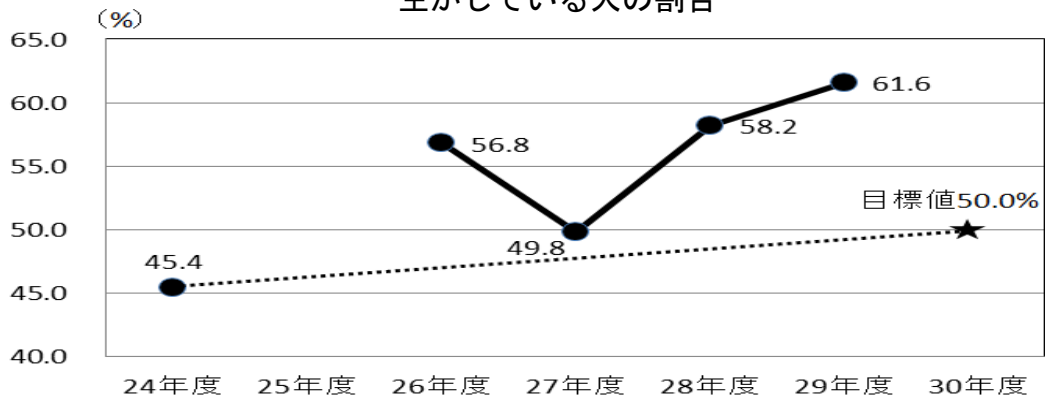
○年間利用者数
 平成29年度 831,070人 (目標値737,000人)

スポーツ

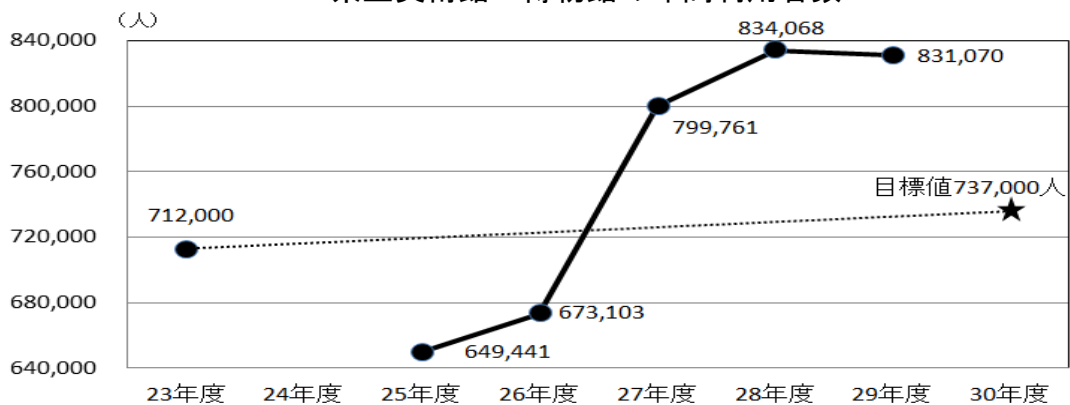
○週に1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合
 平成29年度 50.2% (目標値60.0%以上)

○スポーツに関する施策に対する県民満足度
 平成29年度 64.4% (目標値75.0%)

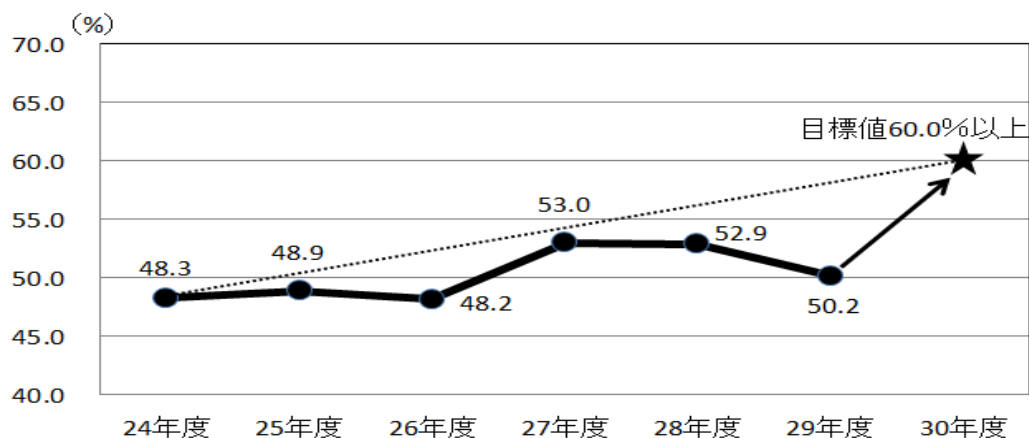
生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を
 生かしている人の割合



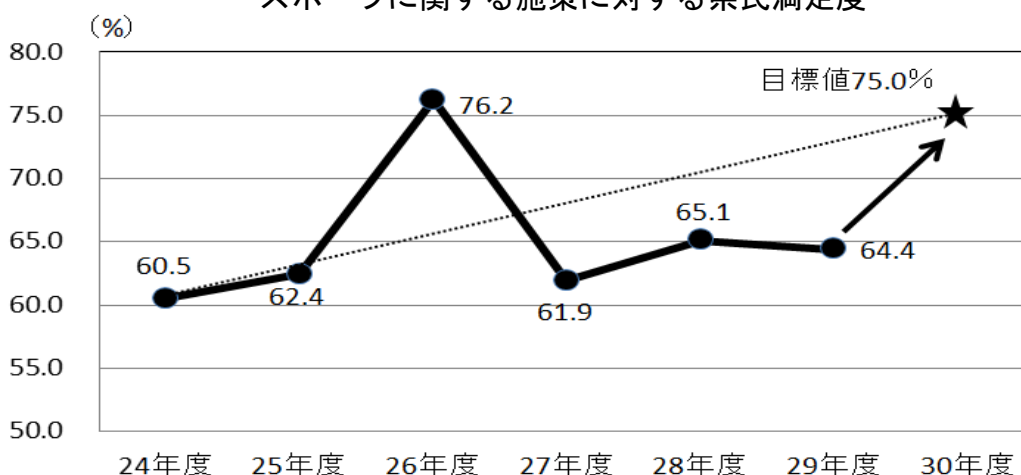
県立美術館・博物館の年間利用者数



週1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合



スポーツに関する施策に対する県民満足度



3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化

(1) 人口構造の変化と異次元の高齢化

本県の平成27年（2015年）の人口は726万7千人（平成27年国勢調査確定値）で、緩やかな増加が続いていますが、間もなく減少に転じ、平成42年（2030年）には707万6千人に減少すると予想されています。年齢区分では、0歳から14歳までの年少人口は、平成27年で91万4千人でしたが、今後も緩やかな減少を続け、平成42年には77万9千人になると見込まれています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年（2000年）をピークに減少が続いており、平成42年には421万8千人まで減少する見通しです。

一方、医療体制の充実、医学の進歩などにより、平均寿命は伸長し、人生100年時代*の到来が予測されています。本県の65歳以上の高齢者は、平成27年で180万4千人であり、平成42年には208万人に増加することが見込まれてい

ます。特に、本県のこの10年間の後期高齢者の増加率は全国でも高く、異次元の高齢化とも呼べる状況にあります。

(出典：国立社会保障・人口問題研究所ホームページ (<http://www.ipss.go.jp/>))

(2) 急速な技術革新と雇用構造の変化

近年、情報通信技術（ICT*）などの分野における技術革新は目覚ましく、2030年頃には、IoT*（Internet of Things）や人工知能（AI*）などの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わる超スマート社会（Society5.0）*の到来が予想されています。

さらに、技術革新の進展により、今後日本の労働人口の約半数が就いている職業が技術的にはAI*やロボットなどに代替できるようになる可能性や、これまでになかった新たな仕事生まれることで、雇用形態や労働市場を大きく変容させる可能性も指摘されています。このような大きな社会の変化に対して、正確な予測が困難になっていることも指摘されています。

こうした技術革新と雇用構造の変化は、本県の経済・社会環境にも大きな影響を与えていくと考えられます。

また、技術革新に伴い、STEM教育*といった教育内容の変化や、学習データを活用した個に応じた学びなど教育分野における新しいテクノロジーを活用した取組（EdTech*とも呼ばれる）といった教育方法の変化をもたらす可能性が示されています。

一方で、いわゆるネットいじめやネットトラブル、子供の生活習慣の変化など、ICT*の発達に伴う課題も示されています。

(3) グローバル化の進展と人材の流動化

ICT*分野の技術革新や交通ネットワークの発達に伴い、国境を越えた人、モノ、情報の流れが加速するとともに、グローバル化の進展により人間の生活圏が広がっています。平成29年12月末現在の本県の在留外国人数は167,245人（平成24年12月末現在117,845人）、外国人児童生徒数は平成29年5月1日現在6,128人（平成24年5月1日現在3,962人）と増加傾向にあり、身近なところで様々な文化に触れ、親しむ機会も増えていくと考えられます。

また、人口減少や高齢化の進行に伴い今後の国内市場の縮小が見込まれる一方、いわゆる新興国では急速な経済成長が進み、国際社会における存在感を増しています。

こうした流れは今後も加速し、海外市場の開拓や人材獲得競争などグローバル競

争が激化していくことが予想されています。

(4) 経済・雇用情勢と格差の拡大

我が国の経済は、長引くデフレからの脱却へ向かう中、経済の好循環が生まれ、景気は緩やかな回復基調にあり、本県の経済も、東日本大震災の影響などを克服し、緩やかな成長傾向にあります。

また、本県の雇用情勢も緩やかな改善が続いていますが、正規雇用者数が横ばいで推移する中、非正規雇用者数が年々増加しています。自らの希望で非正規の仕事を選ぶ人もいる一方、正規就業を希望しながらもやむなく非正規で働く人の割合も、非正規就業者の2割弱に上ります。

こうした状況の中で、経済的格差による子供の貧困の問題が指摘されており、平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、我が国の17歳以下の7人に1人が相対的貧困*の状態にあるなど、大きな課題となっています。家庭の社会経済的背景と子供の学力などには相関関係が見られるとの研究もあり、貧困の連鎖や格差の拡大・固定化が懸念されています。

(5) 地球規模の問題の進行

グローバル化の進展に伴い、世界の国々との相互依存関係は急速に高まっています。貧困や紛争、人権の抑圧、感染症や、環境問題とこれに伴う自然災害への影響などの課題が地球規模で増大しており、一国のみではなく国際社会全体として、協力して取り組むことが求められています。

(6) 子供をめぐる状況の変化

幼児教育は、その後の人格形成の基礎を培うものであり、子供の人生にとって非常に重要なものです。一方、昨今、社会状況の変化などによる生活体験の不足などから、幼児の発育において基本的な技能などが十分に身に付いていないという課題が指摘されており、幼児教育の重要性と課題への認識が改めて高まっています。

また、本県の児童生徒の体力については、小・中学校、高等学校のそれぞれの世代においておおむね向上傾向にあります。近年では、運動をする子供としない子供の二極化の傾向も顕在化しています。

本県における障害のある子供の教育については、近年、発達障害*を含めた障害のある子供の幼稚園、小・中学校、高等学校などへの就学希望も増えており、特別支援学校・学級に在籍する児童生徒数も平成29年5月現在15,478人（平成24年12,112人）となり、増加傾向にあります。

また、性的マイノリティ*などの社会生活上様々な課題を抱えている子供への対応も求められています。

(7) 地域と家庭の状況の変化

核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の人間関係が薄れ、地域コミュニティの弱体化、家庭・地域の教育力などの低下や、高齢者や困難を抱えた親子などの孤立も指摘されています。

また、これらの変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないという課題も示されています。

さらに、異次元の高齢化を迎える中で、県民が地域で豊かな生活を送ることや、災害発生時等において地域で支え合うためには、地域の役割がより大きくなっています。

(8) 教員に求められる役割の増大

近年、学習指導のほか、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など、学校や教員に対する多様な期待は、一方で教員の長時間勤務という形で表れ、教員に負担がかかっていることが指摘されています。また、教育の内容や方法が変化する中で、教員自身が知識・技能を継続的に高めていく必要があります。

本県の勤務時間を除いた1か月間の在校時間が45時間を超える教員の割合は、小学校78.5%、中学校81.2%、高等学校54.2%、特別支援学校35.9%となっており、在校時間の縮減が課題となっていることから、教員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境整備が求められています。

4 取り組むべき課題

第2期計画の成果と課題、教育を取り巻く社会の動向、社会状況の変化などを踏まえて、今後、取り組むべき課題は、以下のとおりです。

(1) 社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成

社会の激しい変化に対応していくためには、どのような時代にあっても身に付けておくべき基礎的・基本的な力と、どのような変化にも柔軟かつ創造的に対応できる力の双方が求められます。

基礎的・基本的な力としては、例えば、幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな体、伝統・文化や我が国と郷土を愛する態度などが挙げられます。

一方、変化に柔軟かつ創造的に対応できる力としては、主体的な問題発見・解決能力や国際的な視野、外国語も含めたコミュニケーション能力などが挙げられます。

今後の教育においては、これら双方の力、いわば、不易と流行の観点に立った力を育成していくことが課題となります。

ア 確かな学力の育成

「埼玉県学力・学習状況調査*」などの取組による成果を基に、引き続き、①生きて働く「知識・技能」の習得、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を推進するとともに、こうした資質・能力を、社会や世界との接点を重視しながら育成する「社会に開かれた教育課程」を実現する必要があります。

加えて、これからの社会の変化に伴い、教育の内容や方法も変化していくことが予測され、こうした変化に適切に対応していくことも求められます。

イ 豊かな心の育成

複雑で予測困難な時代となっているからこそ、社会や地域の課題を自ら発見するとともに、答えが一つに定まっていない問いに対し、多様な他者と議論を重ねながら、自分も周囲も納得できるものを作り上げていくことが一層重要になってきており、子供たちに豊かな人間性や社会性を育てていくことが大切です。

そのため、体験活動などを通して、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して取り組み、やり遂げる力を育てるとともに、自己肯定感や自己有用感を高めるほか、いじめ防止対策や人権を尊重した教育の推進に取り組んでいく必要があります。

ウ 健やかな体の育成

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。このため、発達の段階に応じて健康の保持増進、体力の向上などを図っていく必要があります。

エ 教職員の資質・能力の向上

確かな学力や豊かな心、健やかな体を育成していくためには、学校教育の質の向上を図ることが不可欠であり、その担い手となる教職員の資質・能力の向上を積極的に図っていくことが求められます。具体的には、優秀な教職員の確保や教

職員研修の充実、服務上の問題への対応、学校における働き方改革の推進など、多角的な取組が求められます。

(2) 子供たちの社会的自立

変化が激しく将来が展望しにくい時代において社会的・職業的自立を実現するためには、一人一人が自らの生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識・技能や、職場や地域社会で多様な人々と協働していくための基盤となる力を主体的に身に付けることが必要です。

また、社会の持続的な発展を生み出すためには、一人一人が自らの意思で社会に関わっていくことが不可欠であり、主体性の育成が求められます。

(3) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

全ての子供たちが、その意欲や能力に応じ力を発揮できるようにするためには、障害のある子供や、不登校、高校中途退学、経済的に修学が困難な高校生への支援など、多様なニーズに対応して、教育機会の提供や配慮、支援を行っていくことが必要です。

障害のある子供の学習環境の整備を計画的に適切に進めるとともに、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導や支援を充実させる必要があります。

また、不登校や高校中途退学者については、社会的自立に向けた支援を行うことが求められます。

子供の貧困問題等に対しては、経済的困難を抱える家庭の子供の修学を支援するとともに、しっかりとした学力を身に付けることができるよう対応が求められます。

(4) 学校・家庭・地域との連携・協働による教育力の向上

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえながら、社会全体で子供の育ちをめぐる課題に向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要となっています。

また、地域の状況の変化に対しては、学校が家庭や地域に対して積極的に連携・協働を働き掛け、目標を共有し、社会総がかりで子供たちの学びや育ちを支える地域学校協働活動*を通し、「社会に開かれた学校」をつくることに取り組む必要があります。

学校を核としたこのような新たなつながりは、学校教育を多彩で活発にするだけでなく、地域の教育力の向上、地域の課題解決や生涯にわたる学びにもつながることから、地域を活性化し持続可能な社会*をつくることにも寄与します。

(5) 人生100年時代*を見据えた生涯学習・スポーツの推進

人生100年時代*をより豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、学習の成果を、働くことや地域、社会の課題解決につなげていくことが一層大切になっていくと考えられます。

また、文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力や感性を育むとともに、他者と共感し合う心や人と人のつながり、相互理解を促進するなど、心豊かな社会を形成するものです。文化芸術資源については、県民の大切な宝として周知を図り、県民の理解を深め、確実に保存、継承していく必要があります。

スポーツは、体を動かすという人間の本能的な欲求に応え、心身の健全な発達、健康や体力の維持増進などの役割を果たすとともに、人と人をつなげ、人生をより豊かにするものです。県民の豊かなスポーツ・レクリエーションライフを実現するため、県民のスポーツに対する関心を高めるとともに、競技力の強化に取り組む必要があります。

5 埼玉教育の基本的な考え方

(1) 基本理念：「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」

ア 基本理念の考え方

本県では、第1期計画において、おおむね10年先を見通して、「生きる力を育て絆を深める埼玉教育」を基本理念として掲げ、第2期計画においてもこれを引き継いできました。第2期計画の終期に際し、改めて今後の社会を考えると、我が国では超スマート社会（Society5.0）*に向けてIoT*やビッグデータ*、AI*などをはじめとする技術革新や異次元の高齢化の進展など、これまでにない社会システムの大きな変化が見込まれます。

これからの変化の激しい社会を生き抜くためには、教育において、生きる力を更に伸ばし、夢や志、豊かな心を持ちつつ社会の激しい変化に対応して、主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育てていくことが重要です。また、社会の変化を受けた教育の内容や方法の変化にも、積極的に対応していく必要があります（流行）。

一方で、幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな体、伝統・文化や我が国と郷土を愛する態度などを確実に身に付けることは、いつの時代にも変わらず必要なことです（不易）。これからの教育の在り方を考える際には、「流行」と「不易」の両方の観点を意識していくことが重要です。

本県ではこれまで、「埼玉県学力・学習状況調査*」の実施や協調学習*の推進

など、独自の先進的な取組を進めてきましたが、今後は、これまでに得られた知見も活用しつつ、更に取組の充実を図る必要があります。

また、多様な人々が共に暮らす社会において、学校・家庭・地域などが相互に連携・協働し、人々との関わりによる学びを充実・発展させ、これまでに培った絆を更に深めることが求められます。特に、本県では全国に先駆けて学校応援団*を実施してきており、今後は、この取組を更に発展させ、地域コミュニティの核として学校を位置付けるとともに、学校における実践的な学びを充実させていくことが求められます。

さらに、人生100年時代*をより豊かに生きるためには、職業生活も含めた生涯にわたる学びを通して、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を社会の様々な場面で発揮して、一人一人が生涯輝き続ける社会の実現が求められます。

イ 基本理念

社会の変化を正確に予測することが困難なこれからの時代においては、主体的に社会に関わり、多様な人々との交流を通じて、新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力が求められます。

このような力を有し、社会の持続的な発展を支える担い手を育てていく上で、教育の使命は極めて重要です。

この使命を果たすため、第3期計画では、本県の教育行政を進めていく基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。

「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」

この基本理念は、第2期計画までの基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化、教育に求められる役割や子供たちに育みたい力などを踏まえ、県民の誰もが参画しうる生涯を通じた多様な学び（豊かな学び）で、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（未来を拓く）ことを目指しています。

ウ 基本理念の実現に向けて各施策の推進に当たり共通する三つの視点

基本理念の実現に向けて、第2期計画の基本理念である「生きる力を育て絆を深める埼玉教育」を継承するとともに、生涯の学びを充実しその成果を社会の様々な場面で生かしていくことが重要であると考え、第3期計画全体を通して、次の三つの視点に留意して、教育行政を推進していきます。

(7) 未来を生きる力を育む

社会の変化に対応し、主体的に考え行動して、未来に向けて新たな価値を創造する力を育みます。

(イ) 多様な人々と絆を深める

多様な人々との関わりと学び合いを通して、道徳心や公共心、他者と連携・協働する力を育むとともに、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を生み出します。

(ウ) 生涯の学びと活躍を支える

学びを通じて全ての人の可能性を最大限に伸ばし、一人一人が生涯にわたって活躍できる社会を目指します。

(2) 目標

基本理念を踏まえ、教育をめぐる様々な課題に応じて、きめ細かに、かつ、的確に目標設定を行うため、今後5年間（平成31年度～平成35年度）に取り組む教育行政の10の目標を示します。

ア 目標Ⅰ 確かな学力の育成

「埼玉県学力・学習状況調査*」の学習データを活用して個に応じた指導を推進するなど、児童生徒一人一人の学力と学習意欲を確実に伸ばす教育を推進します。

「主体的・対話的で深い学び*」の視点から授業改善などを進め、児童生徒に思考力・判断力・表現力など新たな時代に求められる資質・能力を育成するとともに、伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育や技術革新に対応する教育、幼児教育などを推進します。

イ 目標Ⅱ 豊かな心の育成

体験活動を推進するとともに、道徳教育、人権教育の充実を図ります。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むほか、あらゆる教育活動を通じて生徒指導を推進します。

ウ 目標Ⅲ 健やかな体の育成

学校保健の充実や食育の推進などにより、健康の保持増進を図ります。

子供たち一人一人の実態に合った指導を実践し、効果的に体力の向上を図るなど、学校体育活動を推進します。

エ 目標Ⅳ 自立する力の育成

小・中学校、高等学校、特別支援学校において、各学校段階に応じたキャリア教育*・職業教育*を、家庭や地域・企業と連携して推進します。

主権者教育*を推進するなど、主体的に社会の形成に参画する力を育成します。

オ 目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進

障害のある子供の学習環境の整備を計画的に進めるとともに、共生社会*を目指し、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶための取組や「多様な学びの場」の充実を図るなど、障害のある子供への支援・指導の充実を図ります。

不登校児童生徒・高校中途退学者や経済的に困難な子供を支援するなど、一人一人の状況に応じた支援を図ります。

カ 目標Ⅵ 質の高い学校教育のための環境の充実

教職員研修の充実や効果的な指導技術の共有化などにより、教職員の資質・能力の向上を図ります。また、多様な人材との連携体制の構築など、学校の組織運営を改善します。さらに、社会のニーズに応える特色ある県立高校づくりを推進します。

子供たちの安心・安全の確保、学習環境の整備・充実、私学教育の振興に取り組めます。

キ 目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育支援の充実を図るほか、学校・家庭・地域の住民・企業・NPOなどの連携・協働による「社会に開かれた学校」づくりを推進するなど、家庭や地域の教育力の向上に取り組めます。

ク 目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進

生涯にわたる学びを通して必要な知識・技能を身に付け、自らの可能性を最大限に伸ばすため、学びを支える環境を整備します。

また、学びを活用した地域課題解決の仕組みを検討するなど、学びの成果の活用を促進を図ります。

ケ 目標区 文化芸術の振興

生涯を通じた文化芸術活動や県立美術館・博物館の活動などを充実させ、文化芸術活動の充実を図ります。

文化財の適切な保存・活用に取り組むなど、伝統文化の継承を図ります。

コ 目標X スポーツの推進

県民一人一人が興味関心に基づき、生涯に渡ってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

アスリートの競技力向上や発掘・育成に取り組むなど、競技スポーツを推進します。公正で安心なスポーツ活動を推進するため、スポーツ団体の適切な運営支援、スポーツ指導者の資質向上に努めます。また、安全で効果的なトレーニングや競技実施のため、スポーツ医・科学に基づいた理論や知識の普及を推進します。

第2章

施策の展開

1 目標Ⅰ 確かな学力の育成

(1) 施策1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進

ア 現状と課題

児童生徒が未来を切り拓いていく力を身に付けるためには、一人一人の成長に着目し、一人一人の学力を確実に伸ばす教育が必要です。

また、児童生徒の発達に対応した教育を小・中学校9年間にわたって行うためには、小学校と中学校の間で連続性・系統性等の一貫性を持たせた教育が重要です。

全国学力・学習状況調査*の結果によると、本県の小・中学生について、学んだ知識や技能を活用する力の育成に一層取り組む必要があります。

本県では、平成27年度から、小学校4年生から中学校3年生までを対象として「埼玉県学力・学習状況調査*」を実施し、学習内容の定着度や一人一人の「学力の伸び」を把握して、指導の改善に活用しています。

高等学校においては、中学校までの学習状況を踏まえながら、個々の生徒の学力や学習状況を把握することにより生徒一人一人の学力や学習意欲の向上に取り組んでいます。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成などにより一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援に努めています。

イ 施策の方向性

- (7) 児童生徒一人一人の学力とともに学習意欲を確実に伸ばす教育を推進します。
- (4) 児童生徒へのきめ細かな指導を充実します。
- (7) 学校間連携や小・中学校9年間を一貫した教育を推進します。

ウ 主な取組

- (7) 「埼玉県学力・学習状況調査*」の実施と指導方法の改善
 - a 「埼玉県学力・学習状況調査*」を実施し、児童生徒の基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力・表現力などの活用する力と学習意欲・態度を把握し、児童生徒一人一人の学力・学習意欲を確実に伸ばす学習指導を進め

ます。

- b 児童生徒一人一人の「学力の伸び」を分かりやすく示すことにより、学習意欲の向上につなげます。
- c 学力の経年変化を的確に把握することにより、指導方法の改善につなげます。
- d 他の自治体と連携し、調査データや効果的な取組を共有します。

(イ) 児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践

- a 義務教育段階では、「埼玉県学力・学習状況調査*」の結果を、小学校4年生から毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、確実に伸ばす教育に取り組みます。
- b 高等学校では、生徒の学習意欲や学力の向上、自立する力の育成、進路希望の実現に向けて、生徒の成長を本人・保護者・学校が共有・活用することにより、一人一人を確実に伸ばす教育に取り組みます。
- c 特別支援教育においては、個別の指導計画や教育支援計画に基づき、児童生徒の成長を本人・保護者・学校・関係機関が共有・活用しながら、障害の状況や発達の段階に応じて一人一人の成長を支え、確実に伸ばす教育を実践します。

(ウ) 学習データを活用した個に応じた学びの研究

学力テスト等のデータ分析を基に、個に応じた学びの実現に向けた研究に取り組みます。

(エ) 少人数指導などのきめ細かな指導の充実

- a 児童生徒に対するきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など「個に応じた指導」を進めます。
- b きめ細かな指導の充実に必要な教員が配置できるよう、国に対して教職員定数の増員を働き掛けます。

- c 基礎学力に課題を抱えた高校生を対象に、大学生などを学習サポーターとして活用し、義務教育段階の学習内容の学び直しを進めます。

(オ) 小・中学校9年間を一貫した教育の推進

小・中学校9年間にわたる児童生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や小学校から中学校への円滑な接続を推進します。

(2) 施策2 新しい時代に求められる資質・能力の育成

ア 現状と課題

複雑で予測困難なこれからの時代においては、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かにする人材や、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、複雑化・多様化した社会の課題解決につなげていく人材を育てることが求められると指摘されています。

こうしたことを踏まえ、自ら問題を発見し解決する力と困難を乗り越える精神力、十分な知識・技能を基盤として答えが一つに定まらない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを、発達の段階に応じて児童生徒に育成していくことが必要です。

本県では、児童生徒が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める協調学習*に取り組むなど、授業の改善を推進しています。

また、ICT*機器を利用する時間が増加傾向にある中で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、文章の構造や内容を的確に捉えながら読み解くことが少なくなっているとの指摘もあります。読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現する力などを育むことに資するという観点からも、その重要性が高まっていると指摘されています。

イ 施策の方向性

- (7) 児童生徒の思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- (4) 各県立高等学校の生徒の進学や就職のニーズに対応し、学校の教育力の向上と生徒一人一人の進路希望の実現に取り組みます。
- (7) 家庭・地域・学校における子供たちの読書活動を推進します。

ウ 主な取組

- (7) 「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善の推進
 - a 児童生徒が主体的に授業に参加し、児童生徒同士や教員とが相互に意見を述べることで課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力等を身に付ける協調学習*に取り組むなど、授業改善を推進します。

b 大学や研究機関、企業と連携して、児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力*など、知識基盤社会を生きていくための基礎となる力を育成します。

(イ) 指導内容・指導方法の工夫・改善

a 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育課程を着実に実施するため、研修会や指導資料などを充実し、各学校における指導内容・指導方法を工夫・改善させるとともに、カリキュラム・マネジメント*を確立させます。

b 高等学校においては、生徒の学習意欲や能力を高めるため、大学や研究機関などと連携した授業を取り入れるなど、指導内容・指導方法を工夫・改善します。また、多様な地域の力を学校と結び付ける取組により、高等学校や特別支援学校における実社会からの学びを充実します。

(ロ) 高校生の学習意欲・学力向上の取組の推進

a 進学指導の充実や基礎学力の定着、自立する力の育成など、生徒のニーズに応じた高等学校の取組を支援し、学校の教育力の向上を実現します。

b 「高校生のための学びの基礎診断*」などを活用して、高等学校で学ぶ生徒の学習意欲・学力の向上に取り組み、生徒一人一人の進路希望の実現を目指します。

c 高等学校教育・大学入学者選抜・大学教育の一体的な改革を目指す高大接続改革*に適切に対応し、高等学校卒業後につながる学びを推進します。

(ハ) 読書活動の推進

家庭・地域・学校において子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。また、子供の読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制の整備を行います。

(3) 施策3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進**ア 現状と課題**

これからの社会を主体的に生きる日本人を育成するためには、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度や、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育が大切です。

近年のICT*や交通分野での技術革新によりグローバル化は更に進み、人々の生活圏も広がっており、国内においても地域が直接世界とつながるようになっていきます。また、本県ではラグビーワールドカップ2019*や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*の競技が開催されます。

こうした中で、国内外の様々な場においてグローバル化に対応できる力や多文化共生の精神を子供たちに育むことが必要です。また、地球規模の課題を自ら発見し、解決する能力を有した、世界で活躍できる人材の育成も求められます。

そのためには、多様な価値観を受容し、他者とともに国際的な視野を持って地域社会の課題を解決する力や外国語も含めたコミュニケーション能力を高める教育の充実を図ることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度を養います。
- (イ) グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- (ウ) 小・中学校、高等学校における外国語教育などを充実します。

ウ 主な取組**(ア) 伝統と文化を尊重する教育の推進**

我が国の伝統と文化、歴史や地理に対する理解を深め、我が国に対する誇りを育む教育を推進します。また、地域の資源を活用するなど、郷土への誇りを育むため、郷土埼玉の偉人や歴史・風土などに関する教育を充実します。

(イ) グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進

- a 学校における教育活動全体を通じて、視野を広げ、国際社会の平和と発展に寄与する態度、チャレンジ精神などを育む教育を進めます。また、生徒の国際交流や海外研修を推進します。

b 児童生徒の発達段階に応じ、多文化共生の精神を育成する教育を進めます。

(ウ) 世界で活躍できる人材の育成

a 世界で活躍できる人材や多文化共生の精神を育成するため、幅広い教養や異文化理解の精神、課題解決能力などの国際的素養を育む教育を推進します。

b 関係機関と連携し、生徒の海外留学を支援します。

(エ) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進*

地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる担い手を育むため、持続可能な開発のための教育（ESD）*を推進します。

(オ) オリンピック・パラリンピック教育*の推進

ラグビーワールドカップ2019*や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*の成功とそのレガシーとしてのスポーツ、教育、文化等の継承に向け、スポーツやこれらの大会の意義、価値等に対する国民の理解・関心の向上、ボランティア精神の涵養、多様な文化や障害者に対する理解の促進等を図ります。

(カ) 英語をはじめとした外国語教育の充実

児童生徒のコミュニケーション能力を高める外国語教育などを充実するため、小・中・高等学校の一貫した学びを重視し、教員の指導力や専門性を向上させるほか、高等学校への外国語指導助手の適切な配置などに取り組みます。

(4) 施策4 技術革新に対応する教育の推進

ア 現状と課題

今後、技術革新は更に加速し、第4次産業革命とも言われる、IoT*やビッグデータ*、AI*などといった技術革新の進展により、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）*が到来すると予想されています。

こうした技術革新に対応する人材を育てるためには、溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるよう、児童生徒の科学技術や理科・数学、ものづくりに対する関心・素養や情報活用能力*などを高めるための取組を推進することが求められます。

また、未来に向けて、新たな価値を創造していくためには、社会の持続的な発展を牽引し、イノベーションの創出につながる次代の科学技術を担う人材やアントレプレナーシップ*（起業家精神）を備えた人材の裾野の拡大に取り組む必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、情報活用能力*を育成します。
- (イ) 児童生徒の科学技術や理科・数学、ものづくりに対する興味・関心を高め、基礎的素養や論理的・科学的に考える力を育成します。
- (ウ) 新たな価値を生み出し、社会の持続的な発展を牽引する人材を企業等と連携して育成します。

ウ 主な取組

- (ア) 「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善の推進（一部再掲）
 - a 大学や研究機関、企業と連携して、児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力*など、知識基盤社会を生きていくための基礎となる力を育成します。
 - b 児童生徒が教え合う学び（協働学習）や一人一人の能力・適性に応じた学び（個別学習）などにICT*を効果的に活用し、社会で生きていくために必要な資質・能力を育成します。

c 障害特性に応じてICT*を活用することにより、学習上の課題や困難を改善・克服し、障害のある児童生徒の能力を伸ばします。

d 小学校におけるプログラミング教育*の円滑な実施を支援します。

(イ) 科学技術等への関心を高める取組の推進

地域や企業の人材を活用した観察や実験の授業などを通して、実社会・実生活との関連についての指導を充実し、科学技術や理科・数学、ものづくりに対する児童生徒の関心を高めます。

(ウ) 情報活用能力*の育成

a 情報と情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質を育成するため、ICT*などを活用した学習活動を充実するとともに、情報社会のルールや情報セキュリティ、情報モラルの適切な指導を行います。

b 全ての教員がICT*を活用した実践的な指導ができるよう、指導力の向上のための研修を充実します。

(エ) 社会の持続的な発展を牽引する人材の育成

a 将来、科学技術分野で活躍できる人材を育成するため、大学や研究機関と連携し、生徒の能力・才能の伸長を図ります。

b 企業等の経営者との交流の機会や多様な文化に触れる機会を提供し、生徒自らが答えが一つに定まらない課題に取り組むことにより、豊かな創造性や課題解決能力などの向上を図り、アントレプレナーシップ*を育成します。

(5) 施策5 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進**ア 現状と課題**

近年、幼児期における教育が、その後の学力や運動能力、大人になってからの生活に与える影響に関する研究が進展しており、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が指摘されています。

幼稚園や保育所、認定こども園*は、それぞれ設置目的に違いがあるものの、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期においていずれも大切な役割を果たしています。それらの取組には、子供の教育について第一義的責任を有する家庭や地域との連携・協力が不可欠です。

子ども・子育て支援新制度に基づき、保護者の就労の有無にかかわらず、幼児が適切な教育・保育を受けられるようにするため、幼稚園・保育所がそれぞれの特長を生かした教育・保育を提供できるようにするだけでなく、両者の一体的な提供が求められています。

また、小学校生活に適応できない「小1プロブレム*」に対応し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園*と小学校との十分な連携が課題となっています。

幼稚園・保育所・認定こども園*などの施設や機能を活用し、積極的に子育てを支援していく必要があります。

イ 施策の方向性

- (7) 家庭や地域と連携・協力した幼児教育を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質向上を図ります。
- (イ) 子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育の提供に向けた取組を推進します。
- (ウ) 子供の発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実します。
- (エ) 幼稚園・保育所・認定こども園*などを活用して、子育て支援を充実します。

ウ 主な取組

- (7) 家庭や地域と連携した幼児教育の推進
 - a 幼稚園教育要領*、保育所保育指針*や幼保連携型認定こども園教育・保育

要領の内容を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園*において、家庭や地域と連携・協力しつつ、生きる力の基礎を育む幼児教育を推進します。

- b 小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいことをまとめた子育ての目安「3つのめばえ」*の活用を促進します。

(イ) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質能力の向上

幼児理解を深めるとともに、幼児一人一人に対応した指導方法の工夫・改善を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭を対象に、ライフステージに応じた研修会などを実施します。

(ウ) 認定こども園*の設置促進

認定こども園*の設置を促進し、質の高い教育や保育サービスを提供します。

(エ) 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続

- a 小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭と小学校教員との相互交流や合同研修会の開催、幼児と児童の様々な交流活動などを推進します。
- b 各地域の実態に応じた、教育課程の接続に向けた市町村や小学校単位での協議会などの実施を促進します。

(オ) 幼稚園・保育所・認定こども園*などを活用した子育て支援の充実

幼稚園・保育所・認定こども園*の施設や機能を活用して、保護者の保育参加を進めるとともに、地域子育て支援拠点*の運営を支援し、親としての育ちや子育てを支援します。

2 目標Ⅱ 豊かな心の育成

(1) 施策6 豊かな心を育む教育の推進

ア 現状と課題

家庭や地域の教育力の低下を背景に、子供たちの生活習慣の乱れや規範意識の低下、人間関係の希薄化が指摘されています。また、社会全体が多様化する中で、自らの人生や社会における答えが一つに定まっていない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できるものを見いだす力が求められます。

このような中で、子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。答えが一つではない道徳的な課題に子供たちが向き合い、考え、議論する態度を育むことも重要です。

また、子供たちの思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観などの豊かな人間性や社会性を育むためには、他者との関わりや社会、自然環境の中での様々な体験活動を充実させていくことが重要です。これまで県では、児童生徒が、発達段階に応じて様々な体験活動を行う「埼玉の子ども70万人体験活動*」を推進してきました。これからも、様々な体験活動を通して、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育て、自己肯定感や自己有用感を高めることが重要です。

さらに、読書は、知識を広め、心を豊かにするなど、人生をより良く生きるために欠かせないものであり、子供の読書活動を充実していくことが大切です。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動を推進します。
- (イ) 児童生徒の社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組みます。
- (ウ) 様々な道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え、議論する道徳」を推進します。
- (エ) 家庭・地域・学校における子供たちの読書活動を推進します。

ウ 主な取組

(7) 体験活動の推進

- a 全ての児童生徒が、在学中に自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を進めます。
- b 発達の段階に応じて職業に触れる体験や企業・施設などでの職場体験など、勤労観・職業観を育成する体験活動を推進します。
- c 小・中学校が学校周辺の農地などを活用して農業体験活動を行う「学校ファーム*」の取組の充実を図ります。
- d 高等学校では、在学中に5日の体験活動を行うことを教育課程に位置付けて実施します。
- e 登校への不安や家庭環境などに課題を抱える子供たちに対して、様々な体験活動の機会を提供し、自己肯定感、自己有用感やコミュニケーション能力、社会性、学習意欲・就労意欲の向上を図ります。

(4) 規律ある態度の育成

「埼玉県学力・学習状況調査*」の質問紙調査の結果を、小学校4年生から毎年度継続して児童生徒・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人一人の規律ある態度の育成を図ります。

(5) 道徳教育の充実

- a 本県独自の道徳教材「彩の国の道徳*」を活用します。特に、小・中学校においては「特別の教科 道徳」を要として、発達の段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、家庭用「彩の国の道徳*」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道徳教育を推進します。
- b 小・中学校、特別支援学校において、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行えるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを推進します。

- c 子供の夢と豊かな心を育むため、道徳の授業や全ての教育活動において、専門的な知識を有する外部講師を招いて講演会などを実施します。

(I) 読書活動の推進（再掲）

家庭・地域・学校において子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。また、子供の読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制の整備を行います。

(2) 施策7 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

ア 現状と課題

いじめは全ての子供たちに関係する問題であり、どの子供でも、どの学校にも起こりうるものであるとの認識の下、学校や家庭、地域、関係機関が一体となって、児童生徒にいじめを許さない意識を醸成することが必要です。また、「いじめ防止対策推進法*」や「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針*」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが求められます。

その際、いじめは人権の侵害であること、相手の立場や気持ちを考えて行動することの大切さを理解できるよう指導する必要があります。

また、本県の児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数は、全国と比べると少ないものの、小学校における暴力行為が増加しています。子供たちの問題行動の予防・解決を図るため、家庭・地域や関係機関等と連携・協働して、一貫性を持った生徒指導体制を確立し、取組を進める必要があります。

さらに、「小1プロブレム*」やいわゆる学級崩壊などへの対応についても継続して取り組む必要があります。

少年非行については、全体的に減少傾向にはあるものの、凶悪犯罪や特殊詐欺に荷担する少年が後を絶たないなど予断を許さない状況にあり、少年非行の防止や非行などの問題を抱える少年が立ち直るための支援に、地域や関係機関が連携して取り組むことが重要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 「いじめ防止対策推進法*」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。また、児童生徒の他者を思いやる心や人権感覚を育成するとともに、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む機運の醸成を図ります。
- (イ) いじめ・非行・問題行動を防止するため、心理又は福祉に関する専門性の高い人材の活用を含めた教育相談体制を充実します。
- (ウ) あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進します。
- (エ) 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、いじめや非行・問題行動の防

止や有害環境から子供を守ります。

(オ) 非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援します。

ウ 主な取組

(ア) いじめ防止対策の推進

- a 「いじめ防止対策推進法*」等の内容について周知徹底を図り、いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応を各学校に促すとともに、いじめ防止等への取組を進めるための研修などの充実を図ります。
- b 学校において、児童生徒の人権感覚を育成するため、参加体験型学習を取り入れた人権感覚育成プログラムを実施します。
- c ネットいじめやネットトラブルなどから子供を守るため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、サイトの監視活動や保護者・児童生徒への啓発を行います。
- d 学校と地域、警察などの関係機関との連携を図って、いじめを未然に防止するためのネットワークを形成し、問題解決のための支援チームを編成します。
- e 「いじめ撲滅強調月間」(11月)を中心とした「いじめ撲滅キャンペーン」を通じて、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む機運の醸成を図ります。

(イ) 教育相談活動の推進

児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。

(ウ) 生徒指導体制の充実

- a 校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、関係機関等と連携・協働し、問題行動に対して組織的に対応する指導体制の充実を支援します。

- b 学校の生徒指導上の課題、「小1プロブレム*」や「学級がうまく機能しない状況」の解決に向け、生徒指導体制の充実に取り組む学校を支援します。

(イ) 非行・問題行動の防止

- a 学校と地域、警察などの関係機関との連携を図って、非行・問題行動を未然に防止するためのネットワークの形成を支援し、問題解決のための支援チームを編成します。
- b 非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実するとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。

(ロ) 青少年を有害環境から守るための取組の推進

- a メディア上の有害情報など、社会の有害環境から子供たちを守るための体制を、国や関係企業と連携して整備します。
- b 学習指導要領*に基づき情報モラル教育を推進するとともに、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を実施します。

(ハ) 立ち直り支援策の推進

関係機関や民間団体と連携して、非行少年などに対する相談をはじめとした立ち直り支援に取り組みます。

(3) 施策8 人権を尊重した教育の推進

ア 現状と課題

人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題が発生しています。また、いわゆる性的マイノリティ*への差別やインターネットを利用した人権侵害など、様々な人権課題への対応が求められています。

加えて、県内で生活する外国人は増加しており、言語や文化等の違いから、様々な人権に係る問題が発生しています。

そのような中で、全ての県民がお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会の実現が求められています。

子供の発達の段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けさせる必要があります。

また、男女共同参画の視点に立った教育や新たな人権課題に対応した教育を充実させることが必要です。

さらに、県内の児童相談所における児童虐待*通告受付件数は、平成24年度は4,769件でしたが、平成29年度に13,393件に達しており、増加傾向にあります。平成30年4月に埼玉県虐待禁止条例が施行され、児童虐待*防止の取組の充実が求められています。

イ 施策の方向性

- (ア) 自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図るため、児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚の育成を図ります。
- (イ) 様々な人権課題に対応した教育を充実します。
- (ウ) 関係機関と連携しながら、児童虐待*の早期発見・早期対応に努めます。

ウ 主な取組

- (ア) 人権教育の推進の充実
 - a 人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解を学校・家庭・地域において深めるため、人権教育の推進を図る協議会を開催します。

b 全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指し、学校・家庭・地域における人権教育を推進するため、人権教育実践報告会を開催するほか、指導者の研修などに取り組みます。

(イ) 人権教育の学習内容・指導方法の工夫改善

a 児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた人権感覚育成プログラムの活用を推進します。

b 教職員対象の研修会や学校における人権教育の実践的な研究を行い、指導方法の工夫・改善に取り組みます。

(ウ) 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成

いじめをはじめとした人権問題について児童生徒が主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。

(エ) 様々な人権課題に対応した教育の充実

各学校の教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育のほか、性的マイノリティ*や障害のある人への差別、同和問題やインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、ヘイトスピーチ*の問題など様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。

(オ) 虐待から子供を守る取組の推進

児童虐待*から子供を守るため、学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員などの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待*防止の取組を推進します。

3 目標Ⅲ 健やかな体の育成

(1) 施策9 健康の保持増進

ア 現状と課題

生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るには、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する必要があります。また、学校・家庭・地域が連携して、子供たちの生活リズムを整えるなど、子供たちの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。さらに、メンタルヘルスやアレルギー疾患など、健康課題が多様化しており、学校・家庭・地域の医療機関等の連携による保健管理等を推進する必要があります。

また、発達の段階に応じた性に関する指導や、最新の情報を取り入れた薬物乱用防止教育を推進することが必要です。

さらに、社会状況の変化に伴い、子供たちの食生活の乱れが指摘されています。食育については第一義的な役割は家庭にあります。学校においても食育推進体制を整備して取り組むことが大切です。

また、子供が情報機器に接する時間の増加により生活時間が変化しており、規則正しい生活習慣の確立が求められます。

イ 施策の方向性

- (ア) 時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健を充実します。
- (イ) 食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を子供たちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- (ウ) 子供の基本的な生活習慣の確立を推進します。

ウ 主な取組

- (ア) 学校保健の充実
 - a 各学校で学校保健計画を作成し、学校保健委員会を中心に家庭や地域の専門機関等と連携して保健教育・保健管理の充実に取り組むなど、学校保健活動を推進します。

- b 生活習慣の乱れが要因の一つと考えられている、心臓病、脳血管疾患、歯周病などの疾病について正しい知識の啓発を図り、生活習慣病*の予防に努めます。
- c がん患者に対する偏見や差別をなくし、がんに対する正しい知識の啓発を図るため、がん教育を推進します。
- d メンタルヘルスやアレルギー疾患など、児童生徒の現代的な健康課題への対応について、学校・家庭・地域の医療機関等が連携して取組を進めます。
- e 児童生徒の食物アレルギー・アナフィラキシー*については、教職員研修の実施や関係機関との連携により、学校における対応の充実を図ります。

(イ) 妊娠・出産・不妊に関する知識の普及啓発と性に関する指導の推進

妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導や性感染症の予防・啓発を進めます。

(ウ) 薬物乱用防止教育の推進

麻薬、大麻、危険ドラッグ等の乱用薬物に関する最新の情報等を教育内容に取り入れるとともに、養護教諭や学校保健担当者への研修の実施等の薬物乱用防止に向けた取組を進めます。

(エ) 食育の推進

- a 児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校・家庭・地域が連携し、食育の推進に取り組みます。
- b 栄養教諭をはじめ学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、食に関する指導の全体計画や授業における具体的な指導方法等に関する研修を充実します。
- c 学校給食を「生きた教材」とし、地場産物の使用割合の向上と併せて、食に対する理解・関心を高めます。

(オ) 基本的な生活習慣の確立に向けた支援

- a 学校と家庭が連携し、運動・食事・睡眠などの生活習慣を子供たちが規則正しく身に付けるための取組を進めます。

- b 情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域の連携による、子供自身が主体的に情報機器を適切に利用できるような取組を促進します。

(2) 施策10 体力の向上と学校体育活動の推進

ア 現状と課題

本県の児童生徒の体力は、小学生、中学生、高校生のそれぞれにおいておおむね向上傾向にあります。しかし、子供の生活全体から日常的な身体活動が減少しており、運動をする子供としない子供の二極化の傾向も指摘されています。

生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校での授業や体育的行事、運動部活動などの体育的活動や地域のスポーツ活動の充実を図り、子供たちに運動習慣を身に付けさせることが大切です。

また、ラグビーワールドカップ2019*や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*を契機として、子供たちのスポーツへの関心や意欲を高めることも重要です。

学校における運動部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、好ましい人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養に資するなど、大きな役割を果たしています。その運営に当たっては、学校や地域の実態に応じて、地域の人材活用、各種団体との連携や、合同部活動の取組など、持続可能な運営体制を整えることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒一人一人の実態に合った体力の向上を図ります。
- (イ) 生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、体育的活動の内容や指導方法の改善・充実を図ります。
- (ウ) 子供たちのスポーツへの関心・意欲を高めるため、オリンピック・パラリンピック教育*を推進します。
- (エ) 運動部活動の持続可能な運営体制を整えます。

ウ 主な取組

- (ア) 児童生徒の体力の向上
 - a 児童生徒一人一人の「体力向上目標値」を設定し、体力向上のためのプログラムや教材を活用するなど、きめ細かな指導の実践に取り組みます。

- b 体力テストの結果を、小学校段階から毎年度継続して本人・保護者・学校が共有し活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、一人一人の体力を確実に伸ばす教育に取り組みます。

(イ) 体育的活動の充実

体育的活動における事故防止や効果的で安全な授業を実践するため、スポーツ医・科学等に基づく研修を実施し、教員の資質向上を図ります。

(ロ) 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成

学校体育を通じ、スポーツの楽しさに気付かせ、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するために必要な資質の育成を図ります。

(ハ) オリンピック・パラリンピック教育*の推進（再掲）

ラグビーワールドカップ2019*や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*の開催を契機として、スポーツやこれらの大会への関心や意欲を高める取組を推進します。

(ニ) 持続可能な運動部活動の運営

- a 運動部活動に関する教員や外部指導者の指導力向上のため、研修を実施します。
- b 中学校や高等学校の運動部活動において、指導者不足等への対応や専門性を生かした指導の充実のため、外部指導者の活用を進めます。
- c 生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮するため、運動部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。
- d 生徒のニーズや学校の実態などに応じた運動部の設置や、複数校合同部活動の取組を進めます。
- e 学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体などとの連携を図り、スポーツ環境の整備を進めます。

4 目標Ⅳ 自立する力の育成

(1) 施策11 キャリア教育・職業教育の推進

ア 現状と課題

I o T*やビッグデータ*、A I *等といった技術革新の進展により、今後、日本の労働人口の約半数の者が就いている職業が、技術的にはA I *やロボット等により代替できるようになるとの予測があり、また、これまでになかった仕事が新たに生まれることが指摘されています。さらに、雇用形態の多様化や労働市場の流動化の進展も予想されています。

このように大きな社会の変化が見込まれる現状において、子供たちが社会人・職業人として自立し、社会の変化に対応し、更に新たな価値を創造していく力を身に付けることが必要です。

そのためには、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育*・職業教育*を推進し、社会的・職業的自立の基礎となる知識や技能を身に付けさせるとともに、子供たちが人生を切り拓く力を育成することが大切です。

また、文化等異なる背景を有する多様な人々と協働することができる能力、問題発見・解決能力、リーダーシップやチャレンジ精神を身に付けることも求められます。

イ 施策の方向性

- (7) 学校において、家庭や地域・企業と連携して、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育*・職業教育を推進します。
- (イ) 学校において、家庭や地域・企業と連携した就職支援に取り組みます。
- (ウ) 児童生徒が働くことについて関心や意欲を持てるように、学校・地域・企業などが一体となって、実際の職場での体験活動を推進します。
- (エ) 専門高校などにおいて、実践的で高度な専門的知識・技術の習得を図る産業教育に取り組みます。

ウ 主な取組**(7) 小・中学校、高等学校における体系的・系統的なキャリア教育・職業教育*の推進**

- a 児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材などを活用しながら発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育*を推進します。
- b 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の勤労観・職業観を育成します。
- c 中学生が適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される進路指導を推進します。
- d 高等学校では、家庭や地域・企業との連携を強化し、四者面談会の実施など、生徒の就職を支援する取組を推進します。

(4) 障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指したキャリア教育*・職業教育*の推進

- a 障害のある児童生徒一人一人の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立のために必要な力を育成します。
- b 障害のある児童生徒の自立と社会参加を着実に進めるため、労働・福祉などの関係機関や企業との連携強化を図りながら、特別支援学校におけるキャリア教育*・職業教育*の充実に組織的に取り組みます。
- c 障害のある児童生徒の潜在的能力を伸ばし、進路選択の幅が広がるよう、ICT*を活用した教育などを進めます。
- d 関係機関や企業と連携した職業実習・地域活動を通して、地域における障害者理解を進めるとともに、特別支援学校の生徒に対する就労支援や一般就労の拡大を進めます。

(7) 企業等と連携した職場体験活動などの充実

- a 企業や施設などにおける職場体験やインターンシップ*、就職相談を地域

や産業界、関係機関と一体となって実施します。

- b 産業界や関係機関と連携・協力し、子供たちにもものづくりの大切さを体験させるなどの活動を通じて、将来の本県の産業界を担う人材を育成します。

(イ) 専門高校における産業教育の推進

- a 専門高校の生徒の技術力・創造性や課題解決能力、コミュニケーション能力などの向上を図るため、生徒による学習成果の発表の場である埼玉県産業教育フェア*の開催などを進めます。
- b 地域の産業を担っていく人材を育成するため、専門高校の教育施設・設備の整備・充実を図ります。

(ロ) 専門高校拠点校*の整備

新たな発想で新時代の課題に取り組む姿勢と素養を持ち、県内をはじめ国内外で活躍できる人材を育成する専門高校拠点校*を整備します。

(ハ) 地域産業や保健・医療・福祉などを支える専門的人材の育成

- a 専門高校専攻科や高等技術専門校などにおいて、地域や産業の発展に貢献できる力を身に付けた専門的職業人を育成します。また、専修・各種学校における専門的人材を育成する教育を支援します。
- b 県立大学では、保健・医療・福祉の分野の専門的知識と技術を有し、様々な分野の専門職と連携・協働して人々の健康と生活を総合的に支えていくことのできる人材を育成します。

(2) 施策12 主体的に社会の形成に参画する力の育成

ア 現状と課題

社会の持続的な発展を生み出す上では、一人一人が主体的に社会に関わっていくことが重要です。そのため、学校教育において、地域社会とも連携しつつ、主体的に社会の形成に参画する力を、これからの社会・経済を担っていく子供たちに育むことが求められます。

平成28年から選挙権年齢が引き下げられ、18歳以上の高校生が選挙権を持つようになりました。しかし、若年者の投票率の低さが課題となっており、小・中学校段階から児童生徒の政治や選挙への関心を高めることが重要です。

平成34年度には、18歳を迎えた者が成人と認められ、高校生であっても自分の意思で契約できるなど成人としての行為が可能となります。そのため、高校生を含む若年者が消費者トラブルや悪質商法の被害に巻き込まれないための知識や、消費者市民社会*の形成に参画することの重要性についての考え方を身に付ける消費者教育などが重要になります。

さらに、持続可能な社会*の担い手を育成するため、環境問題や資源・エネルギー問題についての学習の充実が求められます。

加えて、将来、子供たちが社会的に自立した存在になる上では、職場や地域社会で多様な人々と協働していくための社会性やコミュニケーション能力などの育成が重要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 公共の精神に基づいて個人と社会との関係を適切に理解するとともに、社会的課題に対応し、将来の社会を担っていくことができる力を育成します。
- (イ) 自立した消費者としての責任ある消費行動ができるよう必要な知識や考える力などを育成します。
- (ウ) 持続可能な社会*の担い手となる力を育成します。
- (エ) 他者と連携・協働していくための力を育成します。

ウ 主な取組

(7) 主権者教育*の推進

政治に参加するための自覚を育成するとともに、納税やボランティアなどに対する積極的な態度や、より良い社会を実現していく上で主権者として必要なことを多面的・多角的に考え、課題を主体的に解決しようとする態度を育成するため、学習指導要領*に基づき主権者教育*を推進します。

(イ) 消費者教育の推進

一人一人が消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにするため、消費者教育教材の活用を促すなど、学習指導要領*に基づき消費者教育を推進します。

(ウ) 環境教育の推進

発達の段階に応じて、関係機関と連携し、学習指導要領*に基づき教科等横断的に環境教育を推進します。

(エ) 持続可能な開発のための教育（ESD）*の推進（再掲）

地球規模の課題を自らの問題として捉え、その解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる担い手を育むため、持続可能な開発のための教育（ESD）*を推進します。

(オ) 多様な人材と協働する力の育成

生徒同士の学び合いの中で一人一人に役割を担わせて主体性を引き出し、話し合い、考えの統合を図る「協調学習*」などを通して、コミュニケーション能力や問題解決能力等を育みます。

5 目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進

(1) 施策13 障害のある子供への支援・指導の充実

ア 現状と課題

平成26年に「障害者の権利に関する条約*」が批准され、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*」が施行されるなど、近年、共生社会*の実現に向けて我が国の法制度は大きく変化しています。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会*の実現に向けて、特別支援教育の推進がますます重要となっています。

特別支援学校に在籍する児童生徒は、近年、知的障害を中心に全国的に増加傾向にあり、本県においても同様の傾向が見られます。さらに、特別支援学校に在籍する児童生徒の多様化も進んでいます。

特別支援学校や特別支援学級など特別な教育の場で学ぶ児童生徒に加え、小・中学校などの通常の学級や高等学校にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しており、早い時期から切れ目のない支援をしていくことが重要です。

こうした支援を適切に行う上では、特別支援学校教員免許状の取得を促進するなど、教員の専門性の向上を図ることが必要です。

また、特別支援学校高等部生徒の卒業後の自立に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う体制づくりを進める必要があります。

さらに、障害のある子供たちが学校卒業後も生涯を通じて学びや文化、スポーツなどに親しむことができるよう支援していくことが重要です。

本県では、これまで「インクルーシブ教育システム*」の構築に向け、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実に取り組んできました。今後は、これらの取組を更に充実させるとともに、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を強力に進める必要があります。

イ 施策の方向性

- (7) 共生社会*の実現に向けて、「多様な学びの場」を充実するとともに、教員の専門性の向上を図ります。

- (イ) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への指導や支援を切れ目なく提供する体制を整えます。
- (ロ) 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育*・職業教育*を推進します。
- (ハ) 障害のある子供たちの生涯にわたる学びを支援します。

ウ 主な取組

- (7) 共生社会*を目指した「多様な学びの場」の充実
 - a 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意するため、発達障害*を含む障害のある子供たちの学習環境の整備に全県的な視野で取り組みます。
 - b 特別支援学校の指導内容・指導方法を工夫・改善するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、新たな特別支援学校の設置など学習環境の整備・充実を図ります。
 - c 各市町村との連携の下、学校において障害のある子供とない子供が共に学ぶ支援籍*学習や心のバリアフリーを育む交流及び共同学習*を充実します。
 - d 特別支援学級、通級指導教室*の設置を促進します。
 - e 特別支援学校等における医療的ケアの充実を図ります。
 - f 発達障害*を含む障害のある幼児に早期から適切な教育的対応ができるよう、市町村とともに関係機関と連携して幼稚園や保育所などに対する支援を行い、連続性のある就学相談体制の整備を進めます。
 - g 高等学校における通級による指導を推進します。
- (イ) 特別支援学校教諭免許状の取得促進
教育職員免許法認定講習を継続的に実施し、特別支援学校教諭免許状の取得

促進を図ります。

(ウ) 小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の体制整備

- a 特別支援学校のセンター的機能*の活用を進めるとともに、全ての学校などにおいて、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目のない支援体制を整えます。
- b 臨床心理士など専門家による巡回支援の活用を進めます。
- c 管理職をはじめ教職員に対して、特別支援教育に関する研修や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への支援方法に関する研修を実施し、指導体制を充実します。

(イ) 障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指したキャリア教育*・職業教育*の推進（再掲）

- a 障害のある児童生徒一人一人の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立のために必要な力を育成します。
- b 障害のある児童生徒の自立と社会参加を着実に進めるため、労働・福祉などの関係機関や企業との連携強化を図りながら、特別支援学校におけるキャリア教育*・職業教育*の充実に組織的に取り組みます。
- c 障害のある児童生徒の潜在的能力を伸ばし、進路選択の幅が広がるよう、ICT*を活用した教育などを進めます。
- d 関係機関や企業と連携した職業実習・地域活動を通して、地域における障害者理解を進めるとともに、特別支援学校の生徒に対する就労支援や一般就労の拡大を進めます。

(オ) 障害のある子供たちの生涯学習の推進

障害のある子供たちが豊かで充実した生活を送れるよう、生涯を通じて教育や文化・スポーツ活動に親しむ機会を設け、生涯にわたる多様な学習活動の充実を目指す取組を進めます。

(2) 施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援

ア 現状と課題

本県の不登校児童生徒数は、小・中学校で増加傾向にあります。不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮することが求められます。不登校児童生徒への支援においては、児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を十分に尊重した上で、関係機関等と連携し、社会的自立に向けた支援を行うことが求められます。また、不登校は中学生になると急増する傾向にあり、環境の変化に対応できる力を早期から育むとともに、小・中学校の円滑な接続を進める必要があります。

高校中途退学については、本県の公立高校中途退学率・中途退学者数は減少傾向にあり、今後も中途退学防止に向けた取組を続けることが重要です。中途退学の理由として、「学校生活・学業不適応」を挙げる割合が高くなっており、生徒が自分自身を見つめ直し高校生活に意義を感じることができるような対策を進める必要があります。

また、高校中途退学者等の進学や社会的自立に向けて、関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築が求められます。

イ 施策の方向性

- (7) 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- (イ) 中学校で急増する不登校の未然防止・早期対応に向けた小・中学校の円滑な接続を推進します。
- (ウ) 個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に努めます。
- (エ) 不登校等を経験した者に、その意欲に応える様々な学習機会を提供します。
- (オ) 高校中途退学を防ぐため、学校生活への意欲を高める対策を推進するとともに、高校生の社会的自立に向けた支援を推進します。
- (カ) 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援を推進します。

ウ 主な取組

(7) 教育相談活動の推進（再掲）

児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。

(4) 不登校の未然防止の推進

中学校で急増する不登校の未然防止・早期対応を図るため、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開します。

(5) 不登校児童生徒の教育機会の確保

市町村の設置する教育支援センター（適応指導教室）*の機能強化に向けた指導・助言や民間団体との連携による支援などを行い、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保を推進します。

(6) 意欲に応える学習機会の提供

中学校で不登校などを経験した生徒の意欲に応える学習機会を提供するため、高等学校において基礎・基本の学び直しの取組や定時制課程・通信制課程の教育を充実します。

(7) 高校中途退学防止対策の推進

a 学校への適応能力の向上や人間関係づくりを目的として就労や社会貢献などの体験活動を実施するとともに、個別の学習支援などを行い、基礎学力の定着に取り組みます。

b 高校生の中途退学を防止するため、学校が地域や関係機関などと連携した取組を進めます。

c 中学校における進路指導の充実を促すとともに、中学校と高等学校との連携などを推進します。

(8) 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援

地域若者サポートステーション*などの関係機関と連携し、高校中途退学者等への支援が切れ目なく継続できる体制を整備します。

(3) 施策15 経済的に困難な子供への支援

ア 現状と課題

子供の貧困については、平成28年国民生活基礎調査によると、我が国の17歳以下の相対的貧困*率は13.9%であり、12年ぶりの改善となっているものの大きな課題となっています。家庭の所得や保護者の学歴などと子供の学力などに相関関係が見られることを指摘する研究結果や、学歴等により生涯賃金に差が見られるとの統計もあり、格差の拡大・固定化や格差が次世代に引き継がれる貧困の連鎖が懸念されます。

家庭の経済状況によって子供が進学等を断念することがないように、経済的に困難な高校生などに対して、修学を支援するための取組が重要です。

また、生まれ育った環境に関わらず自分の夢や希望を実現できるよう、学校教育において学力保障を図るとともに、福祉関係機関等と連携した支援が求められます。

イ 施策の方向性

- (7) 経済的理由によって進学等を断念することがないように経済的に困難な高校生などの修学を支援します。
- (4) 生まれ育った環境に関わらず夢や希望を実現できるよう学校において学力保障を図るとともに、福祉関係機関との連携を推進します。

ウ 主な取組

(7) 修学に対する支援

経済的理由で修学が困難な高校生などに対して、奨学のための給付金の給付や奨学金の貸与を行うとともに、授業料・入学料の納入が困難な県立高校生に対して、授業料・入学料を減免します。

(4) 学校における学力保障と関係機関との連携の推進

- a 家庭環境に関わらず児童生徒の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、補充的な指導など、きめ細かな指導を学校において実施します。
- b 家庭の経済状況により体験活動の経験が十分でない子供に対して、げんきプラザなどを活用し、様々な体験活動の機会を提供します。

- c 経済的に困難な児童生徒を早期の段階で福祉制度につなぐことができるよう、学校を窓口とした福祉関係機関との連携に取り組みます。
- d 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援の活用など、福祉関係機関と連携し、子供の状況に配慮した支援をします。

(4) 施策16 一人一人の状況に応じた支援

ア 現状と課題

近年の県内外国人居住者の増加や家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズは多様化しています。このような中においても、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた教育を進めることがより一層重要になっています。

帰国児童生徒や外国人児童生徒などについては、学校生活へ円滑に適応できるよう、言語や文化等の差異に係るきめ細かな支援が必要です。

また、保護者は家庭教育について第一義的責任を有するものですが、世帯構造や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多く抱えながらも身近に相談できる相手がいないといった課題も指摘されています。そのため、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが求められています。

さらに、義務教育未修了者等の就学の機会を提供する中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）への支援など、多様なニーズに応じて教育機会を確保する必要性が高まっています。

加えて、社会経済的背景などにより学力向上に課題のある子供たちへの支援や、教員と心理や福祉等の専門家が連携・分担しながらチームによって様々な課題を抱える子供たちを支援することが求められています。

イ 施策の方向性

- (7) 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援します。
- (イ) 家庭教育に課題を抱える保護者を支援します。
- (ウ) 新たに設置された中学校夜間学級を支援します。
- (エ) 社会経済的背景などにより学力に課題のある子供への教育を支援します。
- (オ) 児童生徒の抱える様々な課題にきめ細かな対応をします。

ウ 主な取組

- (7) 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援

帰国児童生徒・外国人児童生徒などが学校生活へ円滑に適應できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。

(イ) 家庭教育に課題を抱える保護者への支援

- a 地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、関係機関の協働を促進します。
- b 市町村、幼稚園・保育所・認定こども園*やPTA、企業などとも連携して、広く家庭教育に関する学習の機会を設けます。

(ウ) 中学校夜間学級の支援

教職員の配置や教育内容の充実、教職員の研修などにより、中学校夜間学級における体制整備を支援します。

(イ) 学力に課題のある子供への教育支援

- a 社会経済的背景などにより学力向上に課題のある児童生徒を支えるため、学校における教育支援を推進します。
- b 学力向上に課題を抱える児童生徒を支えるため、地域の人材を活用した市町村の取組を支援します。
- c 基礎学力に課題を抱えた高校生を対象に、大学生などを学習サポーターとして活用し、義務教育段階の学習内容の学び直しを進めます。

(オ) 児童生徒の抱える様々な課題への支援

- a 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。
- b 性同一性障害に係る児童生徒などに対して、児童生徒の心情等に配慮したきめ細かな対応を進めます。

6 目標Ⅵ 質の高い学校教育のための環境の充実

(1) 施策17 教職員の資質・能力の向上

ア 現状と課題

次代を担う児童生徒一人一人を認め、鍛え、育むためには、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。

本県の教職員の年齢構成は、大量退職・大量採用の時期を経て、若返った状況にあります。また、教員採用選考試験の志願者数も減少しています。学校教育の質の維持向上を図るためには、きめ細かな人物重視の選考を進め、優秀な人材の採用に努めるとともに、採用後も指導力や使命感のある教職員の育成を継続的に図っていくことが一層重要になってきます。

そのため、教職員の人事評価制度*を活用して、公正な人事管理や資質・能力の向上を図っています。

また、効果的な取組を行っている教職員の知識や技能などを学校組織の中で共有し、学校全体で活用していくことが大切です。

加えて、体罰や暴言による指導をはじめ、不適切な指導やサービス上の問題に対しては、根絶に向けて予防を図るとともに、そうした事案が起きた場合には、厳正な人事管理により対応することが求められています。

さらに、教職員の心や身体の健康の保持増進など教職員を支援することが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 教育への情熱を持った優れた教職員を確保します。
- (イ) 教職員のライフステージに応じた研修や、教育方法等の改善に向けた調査研究の充実を図ります。
- (ウ) 効果的な取組を行っている教職員の知識や技能を共有し、活用を図ります。
- (エ) 教職員の人事評価制度*を活用し、教職員の公正な人事管理や資質能力の向上に取り組めます。

- (f) 体罰等の禁止を徹底するとともに、服務上の問題へ厳正に対応します。
- (g) 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど教職員を支援するための取組を進めます。

ウ 主な取組

(7) 優れた教職員の確保

- a 優秀な人材を採用するため、人物重視の選考に取り組むなど採用選考試験の内容や方法を工夫・改善します。
- b 県内の大学などと連携し、本県の教員を目指す学生の資質・能力の向上に取り組めます。
- c 教員志望者を増やすため、高校生を対象に教員の魅力などを伝える説明会を実施します。

(4) 教職員研修と調査研究の充実

- a 授業力の向上などを目指し、教職員のライフステージに応じた総合的・体系的な研修などを充実します。
- b 教育に関する実践的かつ先導的な調査研究を行い、研究成果や優れた実践例、様々なデータなどを蓄積し提供することで教育活動の工夫・改善に生かします。
- c 大学や研究機関など、外部機関と連携した先進的な研究や研修を実施します。

(5) 指導技術の共有の推進

優れた授業の配信や、「埼玉県学力・学習状況調査*」を活用した指導力向上等の取組を通して、教職員の中で培われてきた指導技術を共有し、活用を図ります。

(1) 優秀な教職員の表彰等の実施

優秀な教職員を表彰するとともに、表彰を受けた教職員を研修会の指導者と

して活用するなど、その優れた実践を広めます。

(オ) 教職員の人事評価制度*の活用

教職員の人事評価結果を人材育成や任用、給与などの人事管理へ適切に活用します。

(カ) 指導が不適切である教員への対応

指導が不適切である教員に対し指導改善研修を実施するなど、厳正な人事管理を行います。

(キ) 教職員の体罰等禁止の徹底と服務上の問題への対応

具体的な事例を盛り込んだ研修資料を作成し活用することなどを通じて、学校で組織的に体罰等防止に取り組むとともに、服務上の問題に対して厳正な人事管理を行います。

(ク) 教職員の心身の健康の保持増進

健康診断や健康相談、悩みを抱える教職員に対する精神科医などによる面接相談、メンタルヘルス研修やストレスチェックを実施し、教職員の心身の健康の保持増進に取り組みます。

(ケ) 学校で発生する諸問題への指導・助言

学校で発生する諸問題の早期解決や適切な対応を図るため、弁護士や臨床心理士など専門家による個別相談を実施します。

(2) 施策18 学校の組織運営の改善**ア 現状と課題**

社会が大きく変化する中で、学校における教育活動は多岐にわたり、また、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への対応や貧困等に起因する学力課題の解消など、学校が直面する課題も様々です。また、教員への負担が大きくなっていることが指摘されています。

こうした中で、質の高い学校教育を持続させられるよう、学校の組織体制を改善することが求められています。

複雑化・多様化する課題を学校が解決し適切に教育活動を実施していくためには、多様な人材と効果的に連携・分担し、組織的に諸課題の解決に取り組むことができる学校の実現が求められます。

また、子供たちの教育環境を充実させるためには、地域の住民等の協力を得ることが重要です。そのためには、教育に対する県民の関心と理解を一層深め、学校・家庭・地域の住民や企業・NPOなどが目標を共有し、社会全体で教育に取り組む必要があります。

さらに、県民や児童生徒・保護者の信頼と期待に応える学校づくりを行うためには、学校が自らの学校運営や教育活動を評価・公表し、それに基づく改善を進めることが重要です。

教育の質の維持・向上のため、学校における働き方改革を進め、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の整備が求められています。

イ 施策の方向性

- (ア) 学校における諸課題の解決に取り組むことができる学校の組織体制づくりを推進します。
- (イ) 地域の住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- (ウ) 学校評価*に基づき学校運営や教育活動を改善します。
- (エ) 教員が効果的に学習指導、学級経営、生徒指導等を行うことのできる組織体制の整備を推進します。

ウ 主な取組

(ア) 多様な人材との連携・分担体制の構築

組織的・協働的に諸課題の解決に取り組むために必要な専門スタッフなどの配置を進めるとともに、教職員との連携・分担体制を構築します。

(イ) リーダーシップを発揮できる管理職の育成

教職員の年齢構成が大きく変化する中で、早い時期から管理職としての資質を有する人材を確保するとともに、管理職研修の充実などにより、リーダーシップを発揮できる管理職を育成します。

(ロ) コミュニティ・スクール*の設置推進とその充実

a 市町村立学校におけるコミュニティ・スクール*の設置を推進するとともに、充実を支援します。

b 県立学校における学校運営協議会の役割などについて研究し、コミュニティ・スクール*の導入を図ります。

(ハ) 学校評価*の効果的な活用

a 県立学校において学校運営や教育活動の自律的・継続的な改善に役立てるため、学校評価*の効果的な活用を図ります。

b 小・中学校においても、学校運営などに効果的に活用されるよう市町村に働きかけます。

(ニ) 学校における働き方改革の推進

教職員の長時間勤務の解消を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるため、業務の役割分担・適正化を実行するための方策に取り組みます。

(3) 施策19 魅力ある県立高校づくりの推進

ア 現状と課題

我が国においては、今後、少子高齢化や生産年齢人口の減少、産業構造の変化、グローバル化の進展などが予想されています。また、県内の公立中学校卒業生数は、今後も減少傾向が続くことが予想されています。このように社会状況が大きく変化する中、生徒一人一人が将来をたくましく生き抜くことができるよう、それぞれの県立高等学校においては、教育活動の活性化・特色化を図ることが求められています。

本県では、県立高等学校に入学する生徒一人一人の能力や特性に応じた自己実現を支援するとともに、将来の埼玉を担う人材として育成することを目的として平成27年度に「魅力ある県立学校づくりの方針*」を策定しました。

今後、県立高等学校は、社会の変化や地域の特性、企業が求める人材等を踏まえた特色ある教育活動を展開することが求められます。あわせて、公立中学校卒業生数は、減少傾向が続くことが予想され、各県立高等学校の活力を維持していくために、適正な学校規模を維持していくことが必要となります。

イ 施策の方向性

- (7) 生徒・保護者の教育ニーズに対応するとともに、時代や社会、地域の要請に応えられる人材を育成するため、学校の現状や地域の状況を見据えながら県立高等学校の特色化を推進します。
- (4) 県立高等学校の教育の活性化の観点から、地域性を考慮した上で、様々な状況を把握しながら、教育環境の整備を進めます。

ウ 主な取組

- (7) 社会のニーズに応える特色ある県立高等学校づくり
 - a 新たな発想で新時代の課題に取り組む姿勢と素養を持ち、県内をはじめ国内外で活躍できる人材を育成する専門高校拠点校*を整備します。
 - b 就職希望者の多い普通科高等学校において、職業に関連する実習や実体験を通して、地域社会を支える人材の育成を目指した「実学」を重視する学校を整備します。

c 「学校の活性化・特色化方針*」などを活用し、各県立学校の特色の可視化を進めます。

(イ) 適正な学校規模の維持による県立高等学校の活性化

適正な学校規模を下回る県立高等学校については、教育の活性化の観点から、地域性を考慮しながら近隣の学校との統合などによる再編整備を進めます。

(4) 施策20 子供たちの安心・安全の確保

ア 現状と課題

学校や通学路などにおける様々な事件、事故、災害から児童生徒を守ることや非常時における国民保護のための対応等が強く求められています。特に東日本大震災後は、全国的に地震、火山活動の活発化が懸念されています。学校は、災害時に避難者の受入先となる施設としての機能を有しており、こうした役割を勘案する必要があります。

県立学校の校舎、体育館や格技場の耐震化は完了していますが、生徒が日常的に使用する実習棟などの施設についても早急に耐震化を進めていくことが必要です。

また、事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し回避する能力などを育成することが求められています。

近年、自転車運転者が加害者となる事故が社会問題となっており、学校において、交通ルールの遵守とマナー向上の意識を高めさせる指導の徹底を図り、自転車の安全利用を推進する必要があります。

自動二輪車等の利用に関する高校生を取り巻く社会環境も大きく変化しており、いわゆる「三ない運動*」に代わる新たな交通安全に関する指導要項を制定する必要があります。

また、学校が組織として危機管理を適切に行えるよう、学校や教職員の危機管理能力の向上が求められています。

さらに、登下校時などにおける児童生徒の安心・安全を確保するため、学校や家庭、地域、関係機関など地域ぐるみで取り組むことが大切です。

イ 施策の方向性

- (7) 生徒が日常的に使用する学校施設について、耐震化を推進します。
- (イ) 児童生徒に危険を予測し回避する能力を身に付けさせます。
- (ウ) 学校と教職員の危機管理能力の向上を図ります。
- (イ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

ウ 主な取組

(7) 学校における耐震化の推進

県立高等学校の実習棟や食堂兼合宿所などの耐震化を実施します。

(イ) 安全教育の推進

a 児童生徒の安心・安全を確保するため、全ての学校で学校安全に関する計画を検証・改善し、適切に実施します。

b 児童生徒が、安全意識や危険を予測し回避する能力を身に付け、主体的に行動できるように、避難訓練や安全教育を計画的に実施します。また、支援者としての自覚を促し、安心・安全な社会づくりに貢献することができる児童生徒を育成します。

c 自転車運転に関する講習会などを実施し、ルールやマナーを守り、加害者にも被害者にもなることなく、安全に生活できる児童生徒を育成します。また、条例により損害賠償保険等への加入が義務化されたことや、ヘルメット着用の必要性について啓発を行います。

d 自動二輪車等の乗車に伴う危険性を正しく理解し、運転マナーや技術を修得させるため、高校生の運転免許取得者に対して交通安全講習などを実施します。

(ウ) 学校と教職員の危機管理能力の向上

各学校において、危機管理マニュアルや防災マニュアルを検証・改善するとともに、それらを的確に活用できるよう教職員研修を充実します。

(イ) 自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化

大雪、ゲリラ豪雨、竜巻など過去に経験のない自然災害にも対応できるように、各学校において、防災マニュアルを充実するなど、日頃から児童生徒の命を守る防災体制を強化します。

(オ) 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

a 児童生徒に対する防犯・交通安全教育を進めます。また、家庭への普及啓発や地域安全マップの活用、スクールガード・リーダー*の配置、学校安全

ボランティア活動の充実などにより、地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めます。

- b 通学路の安全点検の実施や事件事故発生マップ*、セーフティーマップの活用など、各学校における登下校時の通学路の安全確保に向けた取組を充実します。

(5) 施策21 学習環境の整備・充実

ア 現状と課題

学校の教育力の維持向上のためには、安全で快適な学習環境を整備する必要があります。

県立学校の施設の多くが、建築から数十年を経過しており、改修などを行うことにより、適切な学習環境としての学校施設の機能を維持し、向上させていくことが求められます。

また、学校図書館図書標準*の達成に向けた資料の充実や、教材が学校現場に十分行き渡るよう計画的な整備が求められています。I o T*やビッグデータ*、A I*等をはじめとする技術革新や情報化が急速に進展する中で、情報活用能力*の育成や主体的・対話的で深い学び*を実現する授業の適切な実施等のため、I C T*環境を整備していくことも求められています。

さらに、経済的環境の観点から、全ての意志ある高校生などが安心して勉学に打ち込めるよう、修学を支援するための取組が必要です。

イ 施策の方向性

- (7) 県立学校施設の機能維持を図るとともにバリアフリー化などを推進し、安全で快適な学習環境を整備します。
- (イ) 県立学校図書館の資料や教材の整備を推進します。
- (ロ) 情報活用能力*の育成やI C T*を活用した効果的な授業の実現、教職員の業務負担軽減などのため、県立学校のI C T*環境を整備します。
- (イ) 教育費の負担を軽減するため、高校生などの修学を支援します。

ウ 主な取組

- (7) 県立学校施設の整備推進
 - a 県立学校施設全体の長期保全計画に基づき大規模改修工事を行うとともに、防水対策工事、設備改修工事などを実施します。
 - b 県立学校のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進します。

(イ) 県立学校図書館の資料や教材の整備・充実

教育活動を充実させるため、県立学校の学校図書館の資料や教材を整備します。

(ウ) 県立学校のICT*環境の整備

a 県立高校において主体的・対話的で深い学び*の視点からの授業改善などを図るため、ICT*環境を整備します。また、校務処理の効率化を図るため、各県立高等学校に校務支援システムを整備します。

b 障害特性に応じた教育の充実を図るため、特別支援学校のICT*環境を整備します。

(I) 修学に対する支援

a 県内の高等学校などに在学する高校生などに対して、就学支援金を支給します。

b 経済的理由で修学が困難な高校生などに対して、奨学のための給付金の給付や奨学金の貸与を行うとともに、授業料・入学料の納入が困難な県立高校生に対して、授業料・入学料を減免します。

(6) 施策22 私学教育の振興

ア 現状と課題

本県の私立学校に在籍する園児・児童・生徒の割合は、幼稚園や専修学校でそれぞれ約95%、高等学校では約30%となっており、私立学校は本県の公教育の一翼を担っています。

私立学校が質の高い特色ある教育を実施し、創造性豊かな人材を育成できるよう支援を進める必要があります。

また、私立学校に通う園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、修学を支援する取組を進める必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 私立学校の健全な運営を確保するための支援を行います。
- (イ) 私立学校の園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための支援を行います。
- (ウ) 私立学校の教育の質を高め、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めるための取組を支援します。
- (エ) 保護者や地域の住民等の意見を聴きながら、学校自ら教育活動を組織的・継続的に改善する取組を推進します。

ウ 主な取組

- (ア) 私立学校運営に対する補助
教育条件の維持向上を図るとともに、特色ある教育の実施を支援するため、私立学校の運営費などに対して補助を行います。
- (イ) 私立学校の保護者負担の軽減
授業料などの経済的負担を軽減するため、保護者に対して補助を行います。
- (ウ) 私立学校の耐震化の促進
私立学校に通う園児・児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、学校施設の耐震化を促進するための支援を行います。

(イ) 私立学校の学校関係者評価*の促進

私立学校における教育活動その他の学校運営の改善に資するため、保護者など学校関係者による評価を促進します。

7 目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上

(1) 施策23 家庭教育支援体制の充実

ア 現状と課題

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、子供たちを取り巻く環境や生活様式などが大きく変化している中で、子育てについて悩みや不安を抱え、孤立を感じる家庭が見られます。

家庭は、乳幼児期から自己肯定感・自己有用感を育成するとともに、子供たちの基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心などを身に付ける上で重要な役割を担っています。

また、学習への意欲を養い、子供たちの家庭における学習習慣などをしっかりと身に付けることも求められています。

このため、これから親になる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高めることなど家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

また、幼稚園・保育所・認定こども園*などは、地域の子育て支援において積極的に役割を果たすことの重要性が高まっています。

さらに、次代の社会を担う子供たちの健全な育成を図るため、子育てしやすい職場環境を整備することが求められています。

イ 施策の方向性

- (7) 「親の学習*」など、家庭教育に関する学習を推進します。
- (イ) 幼稚園・保育所・認定こども園*などを活用して、子育てを支援します。
- (ウ) 小学校入学前までに子供たちに身に付けてほしいことをまとめた子育ての目安「3つのめばえ」*の活用を促進します。
- (エ) 仕事と子育てを両立できる環境の整備を促進します。

ウ 主な取組

- (7) 「親の学習*」の推進
 - a 中学生、高校生を対象とした「親になるための学習」や親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進します。

- b 埼玉県家庭教育アドバイザー*を養成するとともに、「親の学習*」プログラムを活用した研修会を実施し、指導力向上を図ります。
- c 埼玉県家庭学習アドバイザーを小学校等に派遣し、子供たちの学習意欲の向上や家庭における学習習慣の定着を図ります。
- d 市町村、幼稚園・保育所・認定こども園*やPTA、企業などとも連携して、広く家庭教育に関する学習の機会を設けます。

(イ) 親子のふれあいへの支援

親子で集い、専門家などの話を聴く機会を設けることを通じて、親が安心して子育てができるよう、親同士の情報交換やネットワークの構築を支援します。

(ウ) 幼稚園・保育所・認定こども園*などを活用した子育て支援の充実（再掲）

幼稚園・保育所・認定こども園*の施設や機能を活用して、保護者の保育参加を進めるとともに、地域子育て支援拠点*の運営を支援し、親としての育ちや子育てを支援します。

(エ) 子育ての目安「3つのめばえ」*の活用促進

家庭用リーフレットの配布などを通じて、子育ての目安「3つのめばえ」*の活用を促進します。

(オ) 仕事と子育てを両立できる多様な働き方の促進

「多様な働き方実践企業*」の認定制度を通じて、仕事と子育てを両立できる環境の整備を促進します。

(2) 施策24 地域と連携・協働した教育の推進

ア 現状と課題

これからの時代は、個人が豊かに生き自立するだけでなく、社会を構成する様々な人々や組織が、互いに協働しながら様々な問題を解決していかなくてはなりません。そのような時代を担う子供たちが心豊かでたくましく成長するためには、子供の頃から、社会や人々と関わり多様な経験をする必要があります。地域には多様な人的・物的な資源があり、子供たちは、地域の大人との日常的なふれあいや様々な経験を通じて、地域の構成員としての社会性なども身に付けることができます。

教育に対する県民の関心と理解を一層深め、学校と家庭、そして、企業、団体、住民などの地域が目標を共有し、社会全体で教育に取り組む必要があります。

地域の住民の参画を得て取り組む学校応援団*や放課後子供教室*の活動を支援し、一層充実を図ることが大切です。また、これらの活動を基礎に、学校と地域の住民、保護者、企業や団体等との関係を、連携・協働という双方向の関係に発展させ、地域全体で子供の学びや育ちを支えることが求められます。

学校教育においては、地域の人的・物的資源を活用した実社会からの学びを充実するとともに、学校の力を地域で生かす取組を推進することが必要です。

また、地域の連帯感が薄れ、青少年の非行に対する地域の抑止力が低下しています。市町村における青少年の健全育成の取組や青少年団体などの活性化が必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 「彩の国教育の日*」における取組の推進などにより社会全体で教育に取り組む機運を高めます。
- (イ) 地域全体で子供の学びや育ちを支える地域学校協働活動*を推進し、「社会に開かれた学校」を実現します。
- (ウ) 地域の住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- (エ) 放課後や週末などの子供たちの居場所づくりのため、市町村を支援します。
- (オ) 保護者と教員が連携して進めるPTAなどの活動を支援します。

- (カ) 県民・団体・企業など様々な主体の参画により青少年の健全育成を支援します。
- (キ) 学校・家庭・地域・民間団体などと連携し、有害環境から子供を守ります。

ウ 主な取組

(ア) 「彩の国教育の日*」の推進

「彩の国教育の日*」（11月1日）や「彩の国教育週間*」（11月1日～11月7日）において学校公開などの取組を行い、教育に対する県民の理解を深め、関心を高めます。

(イ) 地域の人的・物的資源を活用した学びの充実

企業やNPO、地域コミュニティなど、学校以外の人的・物的資源を活用した実社会からの学びを充実するとともに、学校の力を地域で生かす取組を推進します。

(ウ) 地域学校協働活動*の推進

- a 学校と地域の関係を連携・協働に発展させるため、学校応援団*やPTAなど今までの活動を踏まえ、「社会に開かれた学校」づくりを推進します。
- b 「社会に開かれた学校」づくりの円滑な実施のため、より多く、より幅広い層の地域の住民等の参画による緩やかなネットワークの整備を支援します。
- c 地域の住民の学校教育への主体的な参画により、県民の多彩な力の発揮、学校・地域の新たな関係を通じた学びや持続可能な地域の再生につなげます。

(エ) 学校応援団*の活動の充実

地域全体で目標を共有し、幅広い地域の住民等の参画の下、子供たちの学びや成長を支える活動を推進します。

(オ) コミュニティ・スクール*の設置推進とその充実（再掲）

- a 市町村立学校におけるコミュニティ・スクール*の設置の推進や充実を支援します。

b 県立学校における学校運営協議会の役割などについて研究し、コミュニティ・スクール*の導入を図ります。

(カ) 放課後子供教室*への支援

a 小学校の余裕教室などを活用した子供たちの安心・安全な居場所の整備と、放課後や週末などに、地域の住民の参画を得た子供たちの活動の充実のため、市町村を支援します。

b 全ての児童の安全・安心な居場所の確保や多様な体験・活動を行うため、放課後子供教室*と放課後児童クラブ*を連携して実施する市町村を支援します。

(キ) P T Aなどの活動への支援

幼稚園・認定こども園*、小・中学校、高等学校、特別支援学校のP T Aなどが実施する、子供たちの育成に関する研修会などの活動を支援します。

(ク) 青少年健全育成活動の促進

青少年育成県民運動を展開する青少年育成埼玉県民会議の活動の支援に取り組みます。また、県内の青少年団体の連携組織である埼玉県青少年団体連絡協議会に対する支援を行うとともに、その活動を促進します。

(ケ) 青少年を有害環境から守るための取組の推進（再掲）

a メディア上の有害情報など、社会の有害環境から子供たちを守るための体制を、国や関係企業と連携して整備します。

b 学習指導要領*に基づき情報モラル教育を推進するとともに、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を実施します。

8 目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進

(1) 施策25 学びを支える環境の整備

ア 現状と課題

人生100年時代*において、人生をより豊かなものとするとともに社会が継続的に発展していくためには、生涯にわたって学び、自らの能力を高めていくことが重要です。特に、社会の変化が激しいこれからの時代においては、若い頃に身に付けた知識・技能だけに頼るのではなく、職業生活も含め生涯を通じて新たな知識・技能を学び、身に付けることが、変化に適応し、充実した人生を送る上で重要になります。

本県ではこれまで、若者から高齢者まで多様な世代が新たな学びを始めるきっかけづくりや生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりに取り組んできました。今後は、これまでの取組を基に、様々な機関等と連携しつつ、社会の変化に対応した学習機会の提供に一層取り組んでいくことが求められます。

また、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた学びの支援に取り組んでいく必要があります。

イ 施策の方向性

- (7) NPO、民間企業等と連携しつつ、県民に豊かな学びを提供するとともに地域における人づくりを進めます。
- (4) 障害者の生涯を通じた学びを支援します。
- (7) 県立図書館において、県民のチャレンジ支援を充実するとともに、新しい県立図書館について、検討・推進します。

ウ 主な取組

- (7) 「子ども大学*」の充実に向けた支援

大学やNPO、青年会議所、企業、市町村などが連携して実施する「子ども大学*」の自立した運営と内容の充実を支援します。

(イ) 多様な学習機会の提供

- a 生涯学習情報発信サイト「生涯学習ステーション」により、指導者やイベント、講座などの生涯学習に関する情報を提供し、生涯学習活動を支援します。
- b 社会教育施設等の学習プログラムを充実します。
- c ICT*を活用するなど社会の変化に対応した学習機会を提供します。

(ウ) 人生100年時代*に対応した学び直しの在り方の検討

人生100年時代*を迎える中で、変化の激しい社会に適応していくための知識・技能等の習得・更新を図る学び直しの在り方を検討します。

(エ) げんきプラザを活用した体験活動の充実

げんきプラザを活用して、青少年をはじめとした県民の体験活動の機会を充実します。

(オ) 地域学習の推進を支える人づくり

市町村社会教育関係者などに対する研修により、地域学習を支える人づくりを推進します。

(カ) 障害者の生涯を通じた学びの支援

- a 障害者が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学習機会を提供します。
- b 障害のある児童生徒の知的好奇心を刺激し、生涯学習への動機づけをする「特別支援子ども大学」を支援します。

(キ) 県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実

専門的な資料・情報の収集・提供を行うとともに、県民・企業の課題解決、イノベーション支援に関する機能を充実します。

(ク) 新しい県立図書館の検討・推進

情報・交流・創造拠点として、ライフステージに応じた学びの支援やICT*などの先端技術を活用したサービスの提供を行う、新しい県立図書館の整備について検討・推進します。

(2) 施策26 学びの成果の活用の促進

ア 現状と課題

人生100年時代*をより豊かに生きるためには、生涯にわたる学びの成果を適切に生かして活躍できるよう支援する必要があります。近年、地域経済の縮小や商店街の衰退、地域の伝統行事等の担い手の減少など、地域社会は様々な課題に直面しています。

こうした課題に対して、学びは、一人一人の能力の向上を通じて、社会を支え発展させるとともに人々の交流を生み出し、地域社会の結びつきを強化しうるものとして大きな役割が期待されています。

特に、活力ある地域社会をつくるためには、解決すべき地域課題とその対応について学び、その成果を実践につなげていくことが求められています。

イ 施策の方向性

(ア) 一人一人が学びの成果を生かして活躍できるよう支援します。

(イ) 地域課題の解決のための学びを支援します。

ウ 主な取組

(ア) 学びの成果の活用の支援

生涯学習情報発信サイト「生涯学習ステーション」により、指導者やイベント、講座などの生涯学習に関する情報を提供し、県民が学びの成果を生かす活動を支援します。

(イ) 「子ども大学*」における学びの成果の活用

地域人材の活用を促進するなど、「子ども大学*」における県民の学びの成果の活用を支援します。

(ウ) 社会教育関係団体等をつなぐネットワークづくり

学びの成果を活用するため、社会教育関係団体や社会教育施設・自治会・社会福祉施設・企業・NPO・大学等をつなぐネットワークづくりを図るとともに、コーディネーターの育成を推進します。

(I) 学びを活用した地域課題解決への支援

- a 防災や子育て支援などの地域課題解決に向け、学びを通じた住民の参画・協働を促進します。
- b 学びを通じた地域課題解決の実践事例を収集し、発信します。
- c 地域の住民の学校教育への主体的な参画により、県民の多彩な力の発揮、学校・地域の新たな関係を通じた学びや持続可能な地域の再生につなげます。

9 目標Ⅸ 文化芸術の振興

(1) 施策27 文化芸術活動の充実

ア 現状と課題

文化芸術は、人々の心に感動をもたらし、人生を豊かにするとともに、新たな創造や交流を生み出す力を持っています。

本県では、「埼玉県文化芸術振興計画*」を策定し、文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現を目指しています。

学校や地域において、子供たちの文化芸術に触れる機会を充実させることは、豊かな感性や創造性を育むことにもつながります。

また、障害者が自らの可能性を追求しつつ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の文化芸術活動を支援する必要があります。

さらに、県立美術館・博物館では、県民が身近に文化芸術に親しむことのできるよう地域の文化芸術拠点として活動を充実させていく必要があります。

ラグビーワールドカップ2019*や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*は、スポーツの祭典であるだけでなく、文化の祭典でもあることから、大会を契機とした文化振興が期待されます。

イ 施策の方向性

- (ア) 県民の文化芸術活動への参加を促進し、発表の場の提供などに取り組みます。
- (イ) 子供たちの文化芸術活動の充実に取り組みます。
- (ロ) 障害者の文化芸術活動を支援します。
- (ハ) 地域の文化芸術活動の拠点として県立美術館などの活動を充実します。
- (ニ) ラグビーワールドカップ2019*や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*の開催を契機として本県の文化芸術活動を振興します。

ウ 主な取組

- (ア) 文化芸術活動への参加の促進
 - a 埼玉県芸術文化祭などの開催を通じ、県民に文化芸術活動の発表の場を提

供し、文化芸術活動に親しむ人々の輪を広げます。

- b 文化芸術団体を支援し、文化芸術活動の担い手の育成に取り組みます。
- c 「古典の日*」の趣旨を踏まえた事業を実施するなど、県民が古典に親しむ機会を提供します。

(イ) 子供たちの文化芸術活動の充実

- a 学校と美術館等や文化芸術団体との連携を図り、文化芸術教育や体験活動を行う機会を充実するとともに、児童生徒が学んだ成果を実社会に発信することを進めます。
- b 児童生徒の美術展を開催し、児童生徒作品の発表の場を提供します。
- c 次世代の文化芸術の発展を担う子供や青少年の豊かな創造性と感性を育むための文化芸術活動の環境整備を進めます。

(ロ) 障害者の文化芸術活動の支援

障害者の優れた文化芸術活動の発信や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進します。

(ハ) 県立美術館などにおける活動の充実

- a 常設展の充実や魅力ある企画展、講座などを実施します。
- b 地域における文化芸術活動を支援するとともに、子供たちに対する教育普及活動を充実します。
- c 広く県民に対し、美術館などの活動を支える文化ボランティアなどへの参加を促します。

(ニ) オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術活動の振興

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*を契機として、埼玉の特徴を生かした文化イベントを実施し、本県の文化芸術活動の振興と地域の活性化を図るとともに、埼玉の魅力を国内外に発信します。

(2) 施策28 伝統文化の保存と持続的な活用

ア 現状と課題

本県は、豊かな自然環境や歴史的背景を有しており、これまで様々な文化財や風習、行事など伝統文化が育まれてきました。

こうした貴重な伝統文化を未来に継承していくため、本県の伝統文化の価値を確実に保存し、学校教育や生涯学習などに積極的に活用することにより、地域の持続的な維持発展を図るとともに、価値を再評価し、さらなる保存・活用に結び付けていくという好循環を創り出していくことが重要です。

また、伝統文化を未来に継承する担い手を社会全体に広げていくため、その魅力を発信し、学ぶ機会を拡大していく必要があります。

さらに、地域における伝統文化の保存・活用の推進強化のため、市町村が主体的に行う伝統文化の保存・活用・再評価について支援を行う必要があります。

イ 施策の方向性

- (7) 本県の貴重な伝統文化について保存・活用・再評価を推進します。
- (4) 伝統文化の魅力発信拠点として、県立博物館などの活動を充実します。
- (5) 市町村が行う伝統文化の保存・活用・再評価に関する取組を支援します。

ウ 主な取組

- (7) 伝統文化の保存・活用・価値の再評価
 - a 伝統文化を総合的に保存・活用・再評価していくための方針を策定します。
 - b 伝統文化の潜在的な価値を評価するため、必要に応じて学術調査を実施します。
- (4) 伝統文化の魅力発信と学ぶ機会の充実
 - a 県立博物館などの常設展の充実や魅力ある企画展、講座などを実施します。
 - b 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*を契機として、県立博物館などにおける展示や体験プログラムなどを通じた伝統文化の活用を図ります。

(7) 市町村の取組への支援

- a 伝統文化を総合的に保存・活用・再評価していくための市町村の計画の作成やその推進を支援します。

- b 学校と地域の博物館施設などが連携し、子供たちが伝統文化を学び、発信する市町村の活動を支援します。

10 目標X スポーツの推進

(1) 施策29 スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア 現状と課題

スポーツは、体を動かすという人間の根源的な欲求に応え、それ自体が「楽しさ」「喜び」をもたらし、人生をより豊かにするものです。また、心身の健康の保持増進をはじめ、共生社会*や健康長寿社会の実現、青少年の健全育成、地域の活性化など、社会の活力をつくる力を持っています。

本県では、ラグビーワールドカップ2019*や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*において4競技の開催が予定されています。これを契機に、県民のスポーツに対する関心を高め、誰もが各々の適性や関心に応じて、スポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進していくことが求められます。

イ 施策の方向性

県民が、それぞれの目的や関心に応じてスポーツに親しむことができるよう様々なスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

ウ 主な取組

(7) 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進

- a 地域のスポーツ・レクリエーション団体の適切な運営、活動を支援し、スポーツを支える人材の育成や活用を推進します。
- b スポーツの裾野を拡大し、県民が年齢や性別などに関わらずスポーツに親しむことができるよう、様々なスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- c 県民のスポーツへの参加を促すため、「県民スポーツの日*」（6月第1日曜日）に関する事業の実施と周知に努めます。また、県内で行われるスポーツ情報が手軽に入手できるよう情報を発信します。
- d 身近な体育施設である県立学校体育施設について、利用施設や利用時間の確保など、引き続き開放事業を推進します。

(イ) 障害者スポーツの推進

障害者がスポーツに触れる機会を積極的に提供するとともに、障害のない人の障害者スポーツへの理解を深める取組を推進します。

(ウ) オリンピック・パラリンピックなどの開催を契機としたスポーツの推進

ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックなどで活躍できる選手を発掘、育成、支援します。また、本県ゆかりのトップアスリートの活躍により、県民のスポーツへの関心を一層高めます。

(2) 施策30 競技スポーツの推進

ア 現状と課題

本県ゆかりのトップアスリートが自らの限界に挑戦する姿は、県民に感動や勇氣、夢や希望を与えてくれます。

本県では、ラグビーワールドカップ2019*や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*が開催されます。

将来、世界に羽ばたくトップアスリートを夢見る子供たちを支援するため、その可能性を伸ばす取組が求められます。

また、アスリートの育成においては、ジュニア期からトップアスリートまで、一貫した指導の継続が重要であり、スポーツ医・科学の知見などを活用しつつ優秀な指導者を育成していく必要があります。

さらに、県民の競技スポーツへの関心を高め、県民がスポーツの魅力を身近に感じることができるような取組を進める必要があります。

イ 施策の方向性

(ア) 子供の夢を育み、未来を広げるため、ジュニア期からの発掘・育成に努めるとともに、限界に挑戦するアスリートの競技力向上を支援します。

(イ) 心身とも適切に選手の成長をサポートできる指導者の育成を推進します。

(ウ) ジュニアからシニア世代まで、競技スポーツに親しむことのできる場と機会の提供に努めます。

ウ 主な取組

(ア) ジュニア期からのアスリートの発掘・育成

次代の埼玉スポーツ界を担う若い人材を発掘し、発達の段階に応じた適切なプログラムを通して、子供たちの夢の実現をサポートします。

(イ) 一貫した指導体制の充実

ジュニア期からトップアスリートまで、一貫した指導が適切に継続されるよう、スポーツ団体の指導体制と切れ目のないアスリート支援の充実に取り組みます。

(ウ) 指導者の育成

アスリートの競技力向上を担う指導者や審判員の育成と資質の向上を図るため、コーチングやスポーツ科学の研修機会を充実するなどの取組を推進します。

(イ) スポーツ医・科学の活用

a 効果的なトレーニング等によるアスリートの育成を図るため、専門家や大学の研究者と連携し、スポーツ医・科学に関する専門知識や技術の活用を推進します。

b 女性アスリートに対して、女性特有の課題を踏まえた競技力向上の取組を支援します。

(オ) 県内スポーツ関係団体等の組織力向上への支援

ドーピング、パワーハラスメント、暴力行為などを防止し、アスリートの適切な競技力向上を図るため、県内スポーツ関係団体等の適正な組織運営の確保を支援・推進します。

(カ) アスリートの継続的な競技活動への支援

トップアスリートが安心して競技に取り組める環境を整えるため、企業への就職を望むアスリートと、トップアスリートの採用を会社の活性化等につなげようとする企業をマッチングする取組を推進します。

(キ) 競技スポーツに親しむ機会の提供

県民がスポーツの魅力を身近に感じることができるよう、トップレベルのアスリートが出場する競技大会や大規模スポーツ大会などの招致を推進します。

第3章

計画の推進に際して

1 社会全体で取り組むための連携・協働

第2章で述べた各施策を着実に実施していくためには、学校だけではなく、家庭や地域の住民、大学、企業、NPOなど様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協働して取り組んでいくことが重要です。

このため、第3期計画は、教育行政の関係者はもとより、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これからの埼玉教育の未来をともに描き、創っていくための共通の指針となるよう策定しています。教育を共に担う市町村、学校、家庭、地域、大学・企業などには、以下のような役割などを期待するとともに、本県としては、それぞれの教育力の結集に力を尽くし、社会全体で本計画を推進していきます。

(1) 市町村

市町村は、学校の管理運営や生涯学習機会の提供など、県民に身近な教育行政を担当しています。

一方、県は広域自治体としての方針の策定や市町村における教育事業への支援を行うことなどにより、全県的な教育水準の維持向上に努めています。

そのような中で、本県では、「埼玉県学力・学習状況調査*」や「埼玉の子ども70万人体験活動*」、「学校応援団*」の推進など、市町村との連携・協力の下、様々な施策を推進してきました。

今後、市町村においては、「学校応援団*」や「放課後子供教室*」などの取組を基に、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えるとともに、学びを通して地域の住民のつながりを深め、地域の活性化に向けた活動が推進されることを期待します。

県としては、市町村の主体性を尊重しつつ、市町村に対する支援や広域調整機能を果たすとともに、市町村と連携・協働し、本県全体の教育水準の維持向上に取り組めます。

(2) 学校

県は、市町村立学校における教育活動が充実するよう、市町村への指導や助言、援助などを通じて支援しています。

県立学校に対しては、設置管理者としてのマネジメント機能を発揮し、必要な指導、助言、情報提供を行います。また、各県立学校がその特性を最大限に発揮し主体的な学校運営ができるよう、課題解決や授業力の向上などに向け、チームで対応

する体制づくりなどを支援しています。

学校は、子供たちの教育を中心的に担っており、本計画を実効性あるものとしていく上でも、学校の取組が何よりも重要です。学校には、本計画の基本理念を共有するとともに、県や市町村などと連携・協力し、地域の実情や児童生徒の実態に応じて主体的に教育施策に取り組むことを期待します。

特に、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の円滑な実施や、学校と地域がパートナーとして双方向に連携・協働していくことなど、新たな課題に積極的に対応していくことを期待します。

(3) 家庭

家庭は全ての教育の出発点であり、各家庭が子供の教育に対して第一義的な責任を有することは教育基本法に明記されています。各家庭がその役割をしっかりと自覚し、子供の基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを育てていくことが求められています。

そのためには、学校と家庭が役割分担を明確にした上で相互に連携・協働していくことが重要です。

また、核家族化などに伴い子育ての経験や知恵が継承されないため、子育ての悩みや不安を身近に相談できる相手がいなかったり、子育てに関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択することの難しさも指摘されており、親子の育ちを支えていくことは大きな課題です。

これまで本県では、「親の学習*」など家庭教育支援のための学習機会を提供するとともに、子育てや教育について気軽に相談・交流できる場を設けるなど、子育てを支援してきました。

今後、学校と家庭の連携・協働を進めるとともに、家庭の教育力の向上のための機会を設けるなど家庭教育支援に取り組みます。

(4) 地域

子供は地域での日常的なふれあいや様々な体験を通して、温かく育まれるとともに社会性も身に付けることができます。今後、人生100年時代*を迎え、地域には多様な人的・物的な資源が増えていくことが見込まれます。

本県では、「学校応援団*」が全ての小・中学校で活動しています。また、県内に居住する子供たちがいずれかの「子ども大学*」に参加できる体制が整っています。

今後は、「社会に開かれた教育課程」や「社会に開かれた学校」づくりを推進していくため、地域と学校との関係を、地域による学校の支援から、地域と学校の双方

向の連携・協働へと発展させていくことが必要です。そして、相互に意見を出し合い、学び合うことを通して、地域の将来を担う人材を育成するとともに、学校が地域の中で役割を果たす存在となり、学校と地域の新しい関係を構築していくことが期待されます。

(5) 大学・企業など

本県は首都圏にあり交通網が発達していることから、世界をリードする研究機関・大学・企業が多く立地しています。本県の教育の質を高める上で、これらの機関との連携・協働は大変重要です。

本県ではこれまでも、大学や研究機関と連携したグローバル化に対応する教育の推進や、企業と連携したキャリア教育*の実施、大学やNPOなどが連携して実施する「子ども大学*」の推進などを進めてきました。

また、「埼玉県学力・学習状況調査*」の分析や「協調学習*」の研究、教職員の研修なども、様々な大学と連携して実施しています。

今後も、大学・企業・研究機関・NPO等と連携した教育の実施や、教育の質の向上に向けた研究・研修等の取組を推進していきます。

2 計画の着実な実現

(1) 施策評価の実施

本計画に掲げた施策を進めるに当たっては、PDCA*に基づく政策マネジメントサイクルを踏まえ、翌年度の具体的な事業を検討することが重要です。

このため、本計画においては、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案などを行う観点や、県民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営（EBPM*）にも留意しつつ、施策ごとに分かりやすい指標を設定します。その指標も参考としながら、毎年度、施策の成果を評価し、公表します。また、各施策の担当部署・関連部署を明確化しつつ、中長期的に対応すべき課題も踏まえながら進捗管理を行っていきます。

このような取組を通じて、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たしていきます。

(2) 各年度における重点施策の策定

本計画は、平成31年度からの5年間に取り組むべき教育施策を体系的に明らかにしています。この計画を実現するためには、各年度において、効果的かつ着実に

様々な事業を展開していかなくてはなりません。

このため、計画期間中の各年度における重点的な取組を定めた「埼玉県教育行政重点施策」を策定し、本計画の実現に取り組みます。

(3) 教育予算の充実・確保

現在、本県の財政は、異次元の高齢化などに伴い社会保障費などの経常的経費が年々増加する一方で、歳入は経済動向などの影響を大きく受け、一時より税収が増加しているものの、先行きは不透明な状況です。そのため、当面は厳しい財政運営が続くと予想されます。

このような状況において、県民一人一人が豊かな人生を送るとともに、本県が持続的に発展していくためには、他者と協働しながら自らの可能性を最大限に伸ばし、生涯にわたって輝き続けられる人材を、社会の担い手として育成していくことが求められています。

教育は、一人一人の未来とともに社会の礎となるものです。すなわち、個人の社会的自立の基礎を築き幸福を実現するものであるとともに、その成果は、教育を受けた本人のみならず広く社会全体に還元され、社会の安定や維持・発展の原動力となります。

子供たちの将来のために、また、本県の持続的な発展のために、県民の理解を得ながら、本計画の実現に必要な予算の充実・確保に努めます。

また、国に対しても教育予算の拡充や教職員定数の改善について積極的に働き掛けます。

3 指標

第3期計画の目標の進捗状況を把握するため、以下のとおり指標を設定します。

- ① 指標は、現在の水準等を踏まえつつ、施策の達成状況を把握するために必要かつ適切であるものを精選の上で設定したこと。
- ② 指標の活用や関連する施策の展開に当たっては、その数値の達成が自己目的化され、本来の目指すべき状況とのかい離や望まざる結果を招かないよう、十分留意することが必要であること。
- ③ 各指標によって目標の達成状況を測ることができる程度は異なり、指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であることに留意する必要があること。

- ④ 計画の実施状況のフォローアップに当たっては、指標の推移に加え、関連する情報も含め、多角的な評価を行うことが重要であること。また、子供・保護者等が置かれている環境は様々であることから、個々の状況に配慮しながら、各施策の実施・評価に取り組んでいくことが求められること。

指標一覧

(※を付した施策指標は、埼玉県5か年計画で指標として選定されているもの。)

目標 I 確かな学力の育成

施策 1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
<p>学力・学習状況調査における学力状況</p> <p>・全国学力・学習状況調査*において、全国平均正答率(公立)を1ポイント以上上回った教科区分の数(※)</p> <p>・埼玉県学力・学習状況調査*において、学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合(※)</p>	<p>・全国学力・学習状況調査において、全国平均正答率(公立)を1ポイント以上上回った教科区分(国語、算数・数学の調査種別)の数。</p> <p>・埼玉県学力・学習状況調査において、小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの2年の間に、国語及び算数・数学の学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合。</p> <p>児童生徒の学力向上のため、全国との比較及び児童生徒一人一人の学力の伸びの両面を把握する必要があることから、この指標を選定した。</p>	<p>・全国学力・学習状況調査の小・中の教科区分(国語、算数・数学)において全国平均正答率を1ポイント以上上回ると全国トップクラスの水準になることを目指し、この目標値を設定した。</p> <p>(※全国平均正答率は小数値、県平均正答率は整数値で公表されるため、確実に全国平均正答率を1ポイント以上上回ったものをカウントする。)</p> <p>・埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校69.2%、中学校55.2%)を踏まえ、これを更に向上させることを目指し、目標値を設定した。</p>	<p>小学校6年生 0教科区分 中学校3年生 0教科区分 (平成30年度)</p> <p>小学校 (4年生→6年生) 60.7% 中学校 (1年生→3年生) 32.9% (平成29年度)</p>	<p>小学校6年生 全教科区分 中学校3年生 全教科区分</p> <p>小学校 (4年生→6年生) 69.2%以上 中学校 (1年生→3年生) 55.2%以上</p>	24

施策2 新しい時代に求められる資質・能力の育成

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
<p>「主体的・対話的な深い学び」の実施状況</p> <p>・「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数(※)</p> <p>・協調学習*マイスターによる研修等の回数</p>	<p>・「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員の人数。</p> <p>・協調学習マイスター認定教員が校内、校外において授業改善に係る研修等を行った回数。</p> <p>児童生徒の「主体的・対話的な深い学び*」を実現するため、より多くの教員の資質能力を向上させるとともに、授業改善を推進することが重要であることから、この指標を選定した。</p>	<p>・毎年約1,000人に対して研修を実施し「主体的・対話的な深い学び」を実現する授業を実践できる教員を増やすことを目指して、平成35年度までの累計値としてこの目標値を設定した。</p> <p>・現状値の3倍程度に実績を伸ばすことを目指し、この目標値を設定した。</p>	<p>7,057人 (平成29年度末)</p> <p>67回 (平成29年度)</p>	<p>13,000人</p> <p>200回</p>	27
<p>将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合</p>	<p>全国学力・学習状況調査*の質問紙調査において「将来の夢や目標を持っている」という質問に「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合。</p> <p>新しい時代に求められる資質・能力を育成することが、将来の夢や目標を描ける児童生徒が増えることにつながることから、この指標を選定した。</p>	<p>新しい時代に求められる資質・能力を育成することにより、全国トップの水準になることを目指して、この目標値を設定した。</p>	<p>小学校6年生 85.7% 中学校3年生 74.4% (平成30年度)</p>	<p>小学校6年生 95% 中学校3年生 80%</p>	

施策3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
地域の歴史や自然について関心があると回答した児童生徒の割合	<p>埼玉県学力・学習状況調査*の質問紙調査において、「埼玉県や今住んでいる市町村の歴史や自然について関心がある」という質問に「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合。</p> <p>伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を身に付けるためには、まず自分の住む郷土を知ることが原点であることから、この指標を選定した。</p>	<p>郷土教育、伝統と文化に関する教育を推進することにより、小学校で8割の児童が、中学校で6割の生徒が地域の歴史や自然について関心を持つことを目指して、この目標値を設定した。</p>	<p>小学校5年生 71.3% 中学校2年生 42.1% (平成29年度)</p>	<p>小学校5年生 80% 中学校2年生 60%</p>	29
<p>中学校・高等学校卒業段階における英語力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当(英検3級等)以上を達成した生徒の割合 ・県立高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当(英検準2級)以上を達成した生徒の割合 	<p>CEFRの各レベル相当以上を達成した生徒の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、グローバル社会で活躍するためには、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育成する必要があることから、この指標を選定した。</p>	<p>国の第3期教育振興基本計画において、中学校及び高等学校卒業段階において各レベル相当以上を達成した生徒の割合を5割以上にすることを目指していることを踏まえ、この目標値を設定した。</p>	<p>中学校 41.9% 高等学校 34.5% (平成29年度)</p>	<p>中学校 50%以上 高等学校 50%以上</p>	

施策4 技術革新に対応する教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
授業中にICT*を活用して指導する能力がある高校教員の割合(※)	<p>文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、公立高等学校教員のうち授業にICTを活用することが「わりにはできる」、「ややできる」と回答した教員の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、生徒のICTの活用を含めた情報活用能力*の育成を図るためには、教員にICTを活用して指導する能力が必要であることから、この指標を選定した。</p>	<p>技術革新に対応した教育を実施するため、全ての教員がICTを適切に活用できることを目標とした。</p>	<p>79.2% (平成28年度)</p>	100%	31

施策5 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
教育課程の接続に向けた小学校区等における幼稚園・保育所・認定こども園*・小学校関係者による協議会等の実施の割合	<p>小学校に対するアンケート調査において、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を目標に、小学校区等の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校関係者による協議会等を実施していると回答した割合。</p> <p>幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続に向け、小学校区等の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校関係者による協議会等を実施することにより、相互の教育・保育への理解の深化が図られることが必要なことから、この指標を選定した。</p>	<p>幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続のために、全ての小学校において幼稚園・保育所・認定こども園・小学校関係者による協議会等を実施することを目標とした。</p>	<p>37.9% (平成29年度)</p>	100%	33

目標Ⅱ 豊かな心の育成

施策6 豊かな心を育む教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
<p>身に付けている「規律ある態度」の状況</p> <p>・児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目数の割合(※)</p> <p>・身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合(※)</p>	<p>・県が設定した「規律ある態度」(各学年12項目)のうち、小学校2年生～中学校3年生の8割以上が身に付けている項目の割合</p> <p>・小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの間に、身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合(小4・小6の両時期に全項目を身に付けている児童を含む。中学生も同様。)</p> <p>「規律ある態度」を着実に身に付けさせるためには、全体の達成状況に加え、個々の児童生徒の達成状況を把握する必要があることから、この指標を選定した。</p>	<p>・「規律ある態度」の全ての項目について、児童生徒の8割以上が達成できれば規律ある態度が身に付き、基本的な生活・学習習慣の改善が期待できることを踏まえ、目標値を設定。</p> <p>・埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校56.0%、中学校57.0%)を踏まえ、これを更に向上させることを目指し、目標値を設定した。</p>	<p>小学校 93.3%</p> <p>中学校 91.7%</p> <p>(平成29年度)</p> <p>小学校 54.7%</p> <p>中学校 48.8%</p> <p>(平成29年度)</p>	<p>小学校 100%</p> <p>中学校 100%</p> <p>小学校 56.0%以上</p> <p>中学校 57.0%以上</p>	35

施策7 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
いじめの解消率	<p>県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、認知年度内に解消された件数の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、いじめが児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応により、いじめの解消に努める必要があることから、この指標を選定した。</p>	<p>一人一人の児童生徒にとって明るく安心して学べる学校であるためには、認知したいじめを全て解消することが不可欠であるため、この目標値を設定した。</p>	<p>96.8% (平成28年度)</p>	100%	38

施策8 人権を尊重した教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合	<p>公立小・中・高等学校教員のうち、新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成する人権感覚育成指導者研修等に参加し、授業等で実践できる教員が2人以上となった学校の割合。</p> <p>学校における人権教育の指導方法の充実を図り、児童生徒の豊かな人権感覚を育むため、この指標を選定した。</p>	<p>新しい「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型の学習を実践することが児童生徒の「豊かな人権感覚」の育成につながることから、全ての公立小・中・高等学校において各学校2人以上の指導者を育成することを目指し、この目標値を設定した。</p>	—	100%	41

目標Ⅲ 健やかな体の育成

施策9 健康の保持増進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
毎日朝食を食べている児童生徒の割合	<p>全国学力・学習状況調査*において、毎日朝食を食べている児童生徒の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、食育の推進では、子供たちの「望ましい食習慣」の育成を目指している。毎日朝食を食べる習慣は、「望ましい食習慣」の基本であることから、この指標を選定した。</p>	<p>全国的に毎日朝食を食べる児童生徒が減少傾向にある中で、小学校・中学校ともに全国トップの水準になることを目指し、この目標値を設定した。</p>	<p>小学校6年生 86.6% 中学校3年生 80.7% (平成30年度)</p>	<p>小学校6年生 90% 中学校3年生 90%</p>	43

施策10 体力の向上と学校体育活動の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
<p>体力の目標達成状況</p> <p>・体力テストの5段階絶対評価で目標を達成した学校の割合(※)</p>	<p>・体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(A+B+C)の児童生徒の割合が校種別の目標値(小学校80%、中学校85%、全日制高等学校90%)に到達した学校の割合</p>	<p>・埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校70%、中学校60%、全日制高等学校55%)を踏まえ、これを更に向上させることを目指し、目標値を設定した。</p>	<p>小学校 75.1% 中学校 63.8% 全日制 高等学校 50.7% (平成29年度)</p>	<p>小学校 80%以上 中学校 65%以上 全日制 高等学校 55%以上</p>	46
<p>・体力テスト8項目中5項目以上個々の目標を達成した児童生徒の割合(※)</p>	<p>・体力テスト8項目中5項目以上、個々の目標を達成した児童生徒の割合</p> <p>客観的な基準により体力向上の状況を示す数値と、一人一人の伸びを示す数値の両面から児童生徒の体力の推移を把握する必要があることから、この指標を選定した。</p>	<p>・埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校55%、中学校53%、全日制高等学校57%)を踏まえ、これを更に向上させることを目指し、目標値を設定した。</p>	<p>小学校 54.2% 中学校 53.0% 全日制 高等学校 54.7% (平成29年度)</p>	<p>小学校 55%以上 中学校 54%以上 全日制 高等学校 57%以上</p>	

目標Ⅳ 自立する力の育成

施策11 キャリア教育・職業教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
職場体験やインターンシップ*を実施した公立高等学校(さいたま市立を除く。)の割合	<p>国立教育政策研究所生徒指導研究センターのインターンシップの実施状況調査での実施率。</p> <p>職場体験やインターンシップの実施により、勤労観・職業観を育成し、働くことに対する望ましい見方や考え方が形成されることから、この指標を選定した。</p>	<p>全国平均値を上回ることを目指し、目標値を設定とした。</p>	<p>80.2% (平成28年度)</p>	<p>85%以上</p>	48
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率(※)	<p>県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合(内定を含む)。</p> <p>一般就労の実現は、特別支援学校における教育の充実の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	<p>埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(90%)を踏まえ、これを維持することを目指し、目標値を設定とした。</p>	<p>83.2% (平成29年度)</p>	<p>90%</p>	

施策12 主体的に社会の形成に参画する力の育成

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
主体的に社会に参画していく力を育成するために外部機関と連携した取組を実施している学校の割合	<p>県立高等学校において主体的に社会に参画していく力を育成するために、外部機関と連携した取組を実施している学校の割合。</p> <p>高等学校学習指導要領*「公共」において求められている関係する専門家・機関との連携の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	<p>現状値の2倍程度に実績を伸ばすことを目指し、この目標値を設定した。</p>	<p>30.9% (平成29年度)</p>	<p>60%</p>	51

目標V 多様なニーズに対応した教育の推進

施策13 障害のある子供への支援・指導の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率(※) (再掲)	<p>県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合(内定を含む)。</p> <p>一般就労の実現は、特別支援学校における教育の充実の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	<p>埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(90%)を踏まえ、これを維持することを旨とし、目標値を設定した。</p>	<p>83.2% (平成29年度)</p>	<p>90%</p>	<p>53</p>

施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
不登校(年間30日以上)児童生徒の数及び割合(※)	<p>1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童生徒の数及び割合(病気や経済的な理由による者を除く)。</p> <p>不登校児童生徒への支援の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	<p>埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校733人以下0.19%以下、中学校3,746人以下2.01%以下)を踏まえ、この割合を維持することを旨とし、目標値を設定した。</p>	<p>小学校 1,073人 0.29% 中学校 4,617人 2.52% (平成28年度)</p>	<p>小学校 703人以下 0.19%以下 中学校 3,564人以下 2.01%以下</p>	<p>56</p>
公立高等学校における中途退学者数及び割合(※)	<p>公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の数及び割合。</p> <p>中途退学防止に向けた取組の成果を示す指標であることから、この指標を選定した。</p>	<p>現状値を基準とし、埼玉県5か年計画における目標年度である平成33年度以降においても、同計画の年度ごとの削減目標幅と同等ペースで減少させることを旨とし、目標値を設定した。</p>	<p>全日制 1,085人 0.93% 定時制 405人 8.03% (平成28年度)</p>	<p>全日制 974人以下 0.85%以下 定時制 338人以下 7.33%以下</p>	

施策15 経済的に困難な子供への支援

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	<p>生活保護世帯に属する子供の高等学校（特別支援学校の高等部等を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、経済的に困難な子供への支援の成果を示す指標であることから、この指標を選定した。</p>	<p>経済的な理由により進学を断念することがないように、1ポイント向上させると全国トップの水準になることを目指し、目標値を設定した。</p>	<p>94.3% (平成28年度)</p>	<p>95.3%</p>	<p>58</p>

施策16 一人一人の状況に応じた支援

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
日本語指導に関する研修を受講した教員数	<p>帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導のための研修を受講した教員数。</p> <p>帰国・外国人児童生徒が増加しており、日本語指導について、より多くの教員の指導力を向上させる必要があることから、この指標を選定した。</p>	<p>毎年100人以上に対して研修を実施し、日本語指導の指導力が高い教員を増やすことを目指し、平成35年度までの累計値としてこの目標値を設定した。</p>	<p>-</p>	<p>500人</p>	<p>60</p>

目標Ⅳ 質の高い学校教育のための環境の充実

施策17 教職員の資質・能力の向上

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
<p>「主体的・対話的な深い学び」の実施状況（再掲）</p> <p>・「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員の数（※）</p> <p>・協調学習*マイスターによる研修等の回数</p>	<p>・「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員の人数。</p> <p>・協調学習マイスター認定教員が校内、校外において授業改善に係る研修等を行った回数。</p> <p>児童生徒の「主体的・対話的な深い学び」を実現するため、より多くの教員の資質能力を向上させるとともに、授業改善を推進することが重要であることから、この指標を選定した。</p>	<p>・毎年約1,000人に対して研修を実施し「主体的・対話的な深い学び」を実現する授業を実践できる教員を増やすことを目指して、平成35年度までの累計値としてこの目標値を設定した。</p> <p>・現状値の3倍程度に実績を伸ばすことを目指し、この目標値を設定した。</p>	<p>7,057人 (平成29年度末)</p> <p>67回 (平成29年度)</p>	<p>13,000人</p> <p>200回</p>	62

施策18 学校の組織運営の改善

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
<p>小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数（※）</p>	<p>小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数。</p> <p>コミュニティ・スクールの導入により、学校の組織運営の改善につながるとともに学校・家庭・地域の連携・協働が推進されることから、この指標を選定した。</p>	<p>設置割合が全校の約6割となることを目指し、目標値を設定した。</p>	<p>281校 (平成30年4月1日)</p>	<p>650校 (平成35年4月1日)</p>	65

施策19 魅力ある県立高校づくりの推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
県立学校が策定した「学校の活性化・特色化方針*」を活用している中学校の割合	<p>中学校を対象とした「学校の活性化・特色化方針」の活用状況に関するアンケート調査で「大いに活用した」又は「活用した」と回答した割合。</p> <p>全ての県立学校が策定した「学校の活性化・特色化方針」を、中学生が、県立学校の魅力をよく知った上で進路選択することが重要であることから、この指標を選定した。</p>	中学生が、県立学校の魅力をよく知った上で進路選択することが重要であるため、全ての中学校が活用することを目標とした。	70.2% (平成29年度)	100%	67

第3章 計画の推進に際して

施策20 子供たちの安心・安全の確保

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
県立高等学校の実験実習棟、記念館等及び食堂兼合宿所の耐震化率	<p>県立高等学校の実験実習棟、記念館等及び食堂兼合宿所における「旧耐震基準の建築物のうち耐震性のある建築物」及び「新耐震基準の建築物」の棟数の合計が全棟数に占める割合。</p> <p>生徒が日常的に使用する施設の耐震性の確保が重要であることから、この指標を選定した。</p>	生徒が日常的に使用する施設の耐震性の確保が重要であるため、この目標値を設定した。	85.5% (平成29年度)	100% (平成34年度)	69

施策21 学習環境の整備・充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
普通教室において無線LANが利用できる環境にある県立高等学校の割合	<p>普通教室において無線LANが利用できる環境にある県立高等学校の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、新学習指導要領では、学校においてICT*機器等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、学習活動の充実を図り、生徒の情報活用能力を育成することが求められていることから、この指標を選定した。</p>	全ての県立高等学校において、普通教室で無線LANが利用できることを目標とした。	0% (平成29年度)	100%	72

施策22 私学教育の振興

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
保護者や地域住民等の意見を取り入れ、教育水準の向上に取り組んでいる私立学校の割合(※)	<p>全日制高等学校と一定規模以上の幼稚園における学校関係者評価の実施率。</p> <p>学校関係者評価が、保護者や地域住民等の意見を聞きながら、学校自ら教育活動を組織的・継続的に改善する取組であることから、この指標を選定した。</p>	埼玉県5か年計画の目標年度である平成33年度に、高等学校は全校実施、幼稚園は平成27年度の概ね2倍とすることを目指し、この目標値を設定した。	<p>私立高等学校 79.2%</p> <p>私立幼稚園 55.1% (平成28年度)</p>	<p>私立高等学校 100%</p> <p>私立幼稚園 80% (平成33年度)</p>	74

目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上

施策23 家庭教育支援体制の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
「親の学習*」講座の年間実施回数	<p>埼玉県家庭教育アドバイザー*が「親の学習」プログラムを活用して行う「親の学習」講座の年間実施回数。</p> <p>家庭の教育力の向上のためには「親の学習」を推進することが重要であるため、この指標を選定した。</p>	<p>企業等との連携による講座、学習支援に関する講座を中心に、実施回数を毎年度60回程度ずつ増加させることを目指し、目標値を設定した。</p>	<p>1,697回 (平成29年度)</p>	<p>2,000回</p>	<p>76</p>

施策24 地域と連携・協働した教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
学校応援コーディネーターの人数(※)	<p>公立小・中学校と「学校応援団*」の調整(コーディネイト)を行う人の数。</p> <p>学校と地域の連携・協働を進め、社会全体で子供を育てることが重要であり、そのつなぎ役として「学校応援コーディネーター」を増やす必要があることから、この指標を選定した。</p>	<p>埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(3,100人)を踏まえ、これを維持することを目指し、目標値を設定した。</p>	<p>2,341人 (平成29年度末)</p>	<p>3,100人</p>	<p>78</p>
小・中学校におけるコミュニティ・スクール*数(※)(再掲)	<p>小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数。</p> <p>コミュニティ・スクールの導入により、学校の組織運営の改善につながるとともに学校・家庭・地域の連携・協働が推進されるため、この指標を選定した。</p>	<p>設置割合が全校の約6割となることを目指し、目標値を設定した。</p>	<p>281校 (平成30年4月1日)</p>	<p>650校 (平成35年4月1日)</p>	

目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進

施策25 学びを支える環境の整備

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
1年間に生涯学習活動に取り組んだ人の割合 (※)	<p>県政サポーターアンケートにおいて、「この1年くらいに『生涯学習活動』をしたことがある」と回答した人の割合。</p> <p>生涯学習活動を実施している人を増やす取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	<p>毎年度1ポイントずつ実績を伸ばすことを目指し、この目標値を設定した。</p>	<p>67.7% (平成29年度)</p>	73%	81

施策26 学びの成果の活用の促進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を地域や社会での活動に生かしている人の割合	<p>県政サポーターアンケートにおいて、「生涯学習を通じて学んだ知識・技能や経験等を生活や仕事などに生かしていると思う人のうち、その知識・技能や経験等を地域や社会での活動に生かしている」と回答した人の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を地域や社会での活動に生かしている人を増やす取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	<p>生涯学習を通じて学んだ知識・技能や経験等を生活や仕事などに生かしていると思う人のうち、3人に1の人がその知識・技能や経験等を地域や社会での活動に生かすことを目指し、この目標値を設定した。</p>	<p>28.8% (平成29年度)</p>	33%	84

目標Ⅸ 文化芸術の振興

施策27 文化芸術活動の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
埼玉県芸術文化祭への参加者数	<p>埼玉県芸術文化祭事業への参加者数。</p> <p>埼玉県芸術文化祭は、県民に発表の場を提供することにより、県民の芸術文化活動への参加意欲の喚起と地域文化の振興に寄与することを目的としている。地域に密着した事業へ気軽に参加することが文化芸術活動の充実につながることから、この指標を選定した。</p>	参加者数を150万人にすることを指し、この目標値を設定した。	1,468,000人 (平成29年度)	1,500,000人	86

施策28 伝統文化の保存と持続的な活用

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
県立博物館等の年間利用者数	<p>県立博物館等における入館者数、出前講座参加者数、出張展示観覧者数などの年間利用者数。</p> <p>博物館等は伝統文化の保存と持続的な活用の核となる施設であり、その運営の成果を示すものであることから、この指標を選定した。</p>	年間利用者数を100万人にすることを指し、この目標値を設定した。	915,000人 (平成29年度)	1,000,000人	88

第3章 計画の推進に際して

目標X スポーツの推進

施策29 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合(スポーツ実施率)(※)	<p>県政世論調査で週に1回以上スポーツをすると答えた20歳以上の県民の割合。</p> <p>スポーツを振興する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	<p>国のスポーツ基本計画において、平成33年度までにスポーツ実施率を65%程度に高めることを目標としていることを踏まえ、この目標値を設定した。</p>	<p>50.2% (平成29年度)</p>	65%以上	90

施策30 競技スポーツの推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値 (平成35年度)	頁
国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数	<p>本県ゆかりの選手やチームが国際大会において8位以上で入賞した人数(対象は国民体育大会正式種目である41種目とする。)</p> <p>本県の選手やチームの競技力の向上を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	<p>入賞者を1割以上増加させることを目指し、この目標値を設定した。</p>	<p>441人 (平成29年度)</p>	500人以上	92

參考資料

用語の解説 本編中、*で記した用語の解説をしています。

行	用語	説明	頁
あ	I o T	Internet of Things（モノのインターネット）の略で、あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術を指す。例えば、I o Tにより、家庭ではテレビやエアコンなどの家電製品がインターネットにつながることで外出先から操作が可能になったり、生産現場では産業機械の部品を作る装置がインターネットにつながることで全体の管理が可能となり、生産ラインの停止時間の縮減など生産の効率化が期待されている。	12、17、31、 48、72
	I C T	Information and Communication Technology の略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。	12、27、29、 31、32、49、 55、72、73、 82、83、 103、112
	アナフィラキシー	アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態のこと。特に血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、アナフィラキシーショックと呼ぶ。	44
	アントレプレナーシップ（起業家精神）	「起業家精神」、「イノベーションによって機会を見だし、事業を成功させる行動体系」などと訳される。	31、32
	いじめ防止対策推進法	平成25年9月に施行され、いじめの防止などの対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めている。基本的な事項として、地方公共団体には「地方いじめ防止基本方針」策定の努力義務、学校に対しては「学校いじめ防止基本方針」策定や「いじめの防止等の対策のための組織」設置の義務などを規定している。	38、39
	E B P M	Evidence-Based Policy Making の略。客観的な根拠に基づく政策立案のこと。	98
	インクルーシブ教育システム	障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。	53

行	用語	説明	頁
あ	インターンシップ	生徒が企業などの職場で体験的に働き、職業や仕事の実際について学ぶとともに働く人々との関わりを持つことで、勤労観・職業観、社会性を養い、自己の将来の生き方・在り方の意識を高める取組。	49、107
	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。	12、17、31、48、72
	EdTech	教育分野における、AI・ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。	12
	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。	8、76、77、97、113
	オリンピック・パラリンピック教育	オリンピック・パラリンピックを題材にして、① スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上、② 障害者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画（「する」、「見る」、「支える」、「調べる」、「創る」）の定着・拡大、③ 児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成を推進することを目的とした教育活動。	30、46、47
か	学習指導要領	文部科学省が定める、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定めるものであり、昭和33年以降、ほぼ10年ごとに改訂されている。	40、52、80、107
	学習方略	「計画的に学習する」や「苦手でも頑張る」等の学習方法や態度。	4
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域の住民による活動組織。	2、8、9、18、78、79、96、97、113
	学校図書館図書標準	平成5年3月に定められた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。	72
	学校の活性化・特色化方針	教育課程の特徴や特色のある学校行事、入学者選抜情報等のほか、入学してから卒業するまでの育成方針を生徒の「成長物語」として紹介し、入学を希望する生徒が自分の特性に合った学校を選択できることを目的として策定。	68、111

行	用語	説明	頁
か	学校評価・ 学校関係者評価	学校教育法第42条等を根拠とする評価制度。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされており、学校の教職員による評価（自己評価）、保護者など学校関係者による評価（学校関係者評価）のほか、学校運営に関する外部の専門家などによる評価（第三者評価）がある。	65、66、75
	学校ファーム	学校を単位に農園などを設置し、心身共に発育段階にある児童生徒が農作業体験を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組。	36
	家庭教育 アドバイザー	県が実施する家庭教育支援や子育て支援に関する研修を修了し、「親の学習」の指導者として県に登録している者。	8、77、113
	カリキュラム・ マネジメント	各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、各学校が教育課程（カリキュラム）の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、各学校において教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。	28
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。	20、48、49、 54、55、98
	教育支援センター (適応指導教室)	不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。	57
	共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。	20、53、54、 90
	協調学習	学習者一人一人の多様な考え方を生かす学びの在り方で、学習者自身が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める学習形態。	2、7、17、 27、52、98、 101、110

行	用語	説明	頁
か	県民スポーツの日	スポーツに対する県民の関心と理解を一層深めるとともに、県民全体でスポーツに関する取組を推進し、もって明るく健康で豊かな県民生活の実現を図るために設定した日。平成16年3月に、6月の第1日曜日を「県民スポーツの日」として制定。	90
	高校生のための学びの基礎診断	義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るため、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組み。	28
	高大接続改革	グローバル化の進展、技術革新、国内における生産年齢人口の減少などに伴い、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てるために、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素（1. 知識・技能、2. 思考力・判断力・表現力、3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を確実に育成・評価するという三者の一体的な改革のこと。	28
	交流及び共同学習	障害のある子供と障害のない子供と一緒に参加する学習形態のこと。障害のある子供の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つもの。	54
	子育ての目安「3つのめばえ」	小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいことを、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から、本県が独自に取りまとめたもの。	34、76、77
	古典の日	平成24年9月に「古典の日に関する法律」が公布・施行され、国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、11月1日が古典の日として定められた。古典の日の日付は、「紫式部日記」によって源氏物語の存在が確認できる最古の日付である寛弘5年（1008年）11月1日に由来。	87
	子ども大学	地域の大学やNPO、青年会議所などが連携して子供（小学校4～6年生）の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしくみを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校とは一味違った課題を取り上げて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。	9、81、84、97、98

行	用語	説明	頁
か	コミュニティ・スクール	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べ、学校と保護者や地域の住民がともに知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組み。	66、79、80、110、113
さ	埼玉教育の振興に関する大綱	平成27年12月に埼玉県総合教育会議で策定された、本県の教育、学術及び文化、スポーツの振興に関する根本的な方針。	2
	埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針	いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した基本的な指針。	38
	埼玉県学力・学習状況調査	本県の子供たちの学力や学習状況を把握するための調査で、小学校4年生から中学校3年生を対象としたもの。学習内容の定着度や一人一人の学力の伸びを把握することで、教育施策や指導の改善を図る。この調査では、学力のほか、自制心、自己効力感、勤勉性、やり抜く力などの非認知能力についても調査をしている。	2、3、4、15、17、19、24、25、36、63、96、98、100、102
	埼玉県産業教育フェア	職業教育を主とする専門高校（農業・工業・商業・家庭・看護・福祉）の日頃の学習成果の発表と県民との交流を通じて産業教育についての関心と理解を高めることを目的とした催し。産業界、高等教育機関などとの連携を更に深め、生徒・教員の技術力、創造性や課題解決能力の向上を図る学習の機会でもある。	50
	埼玉県文化芸術振興計画	平成21年7月に施行された「埼玉県文化芸術振興基本条例」に基づき、県の文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。	86
	埼玉の子ども70万人体験活動	子供の社会力と豊かな人間性の育成を図るため、全ての小・中・高校生に対する体験活動の機会を充実させる取組。	35、96
	彩の国教育の日・彩の国教育週間	県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校・家庭・地域の連携の下、県民が一体となって教育に関する取組を推進する契機となるよう定めた日及び週間。11月1日が「彩の国教育の日」、11月1日から7日までが「彩の国教育週間」。	78、79
	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心を育むために、平成21年度に県独自の道徳教育教材資料集として作成したもの。全5種類で小学校版3種（低・中・高学年）、中学校版、高等学校版がある。平成24年3月には東日本大震災を題材とした新たな道徳教育指導資料集「彩の国の道徳『心の絆』」を作成した。	36

行	用語	説明	頁
さ	三ない運動	昭和56年2月に制定された「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項」にある、特別の事情による場合以外は、高等学校在学中の自動二輪車等の運転免許の取得、自動二輪車等の購入及び乗車を認めないという方針。	69
	支援籍	障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。	54
	事件事故発生マップ	過去に県内で発生した交通事故や子供を狙った不審者情報などの発生地点を、ホームページ上において学校名などの目標物から検索、確認することができるもの。	71
	持続可能な開発のための教育（ESD）	持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育。ESDは、Education for Sustainable Development の略。	30、52
	持続可能な社会	「環境」「経済」「人間社会」のバランスがとれた社会。すなわち、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。	16、51
	児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童（18歳に満たない者）を現に監護する者をいう。）がその監護する児童に対し、殴る、蹴るなどの身体的虐待、性的虐待、衣食住の世話を行わないなどのネグレクト（養育放棄）及び心理的虐待を行うこと。	41、42
	主権者教育	政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。	20、52
	主体的・対話的で深い学び	主体的な学びとは、学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していこうとすること。対話的な学びとは、学び合い等、他者と協働すること等によって、多様な見方・考え方を学ぶこと。深い学びとは、見方・考え方を働かせて、自分自身の次の課題を見つけること。	4、7、19、 27、31、72、 73

行	用語	説明	頁
さ	小1プロブレム	自制心や耐性、規範意識が十分に育っていないことから学校生活に適応できず、小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなどの状況が見られること。	33、38、40
	障害者の権利に関する条約	障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加などを一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国が取ることなどを定めている条約。日本は平成26年1月に批准。	53
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成28年4月に施行された。	53
	情報活用能力	情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質。プログラミング的思考やICTを活用する力を含む、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、教科等の枠を越えて、全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力。	28、31、32、72、103、112
	消費者市民社会	消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。	51
	職業教育	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能や態度を育てる教育。	20、48、49、54、55
	人事評価制度	年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や執務姿勢を総合的に評価し、資質能力の向上を図る仕組み。	62、64
	人生100年時代	日本は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。海外の研究（リンダ・グラットン等の著書「LIFE SHIFT」で引用されている研究）を元にすれば、2007年に日本で生まれた子供については、107歳まで生きる確率が50%もある。	11、17、18、81、82、84、97
	スクールガード・リーダー	学校などを巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。	70
	STEM教育	科学（Science）・技術（Technology）・工学（Engineering）・数学（Mathematics）の頭文字を取った理工系教育の総称。	12
生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。がん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされている。	44	

行	用語	説明	頁
さ	性的マイノリティ	身体の性別と性自認（性別に関する自己意識のこと）が一致しない者や、性的指向が同性や両方の性に向かう者など、性的少数者。セクシュアルマイノリティとも言う。	14、41、42
	CEFR	Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment。「ヨーロッパ言語参照枠」を指す。語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会（Council of Europe）が発表した。	102
	全国学力・学習状況調査	文部科学省が実施する、全国的に子供たちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校6年生及び中学校3年生を対象としている。	4、24、100、101、106
	専門高校拠点校	高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人の育成に向け、地元企業や研究機関などと連携して先進的な取組を行うとともに、大学など高等教育機関への進路選択も実現し、継続して専門性を深めていくことができる専門高校。	50、67
	総合型地域スポーツクラブ	学校体育施設や公共体育施設などを拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブ。	9
	相対的貧困	一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。	13、58
た	多様な働き方実践企業	仕事と子育てなどの両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど複数の働き方を実践することで、女性がいきいきと働き続けられる環境づくりを行っている企業のこと。埼玉県が認定を行っている。	77
	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。	16、78、79
	地域子育て支援拠点	子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供など、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。	8、34、77
	地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている。	57

行	用語	説明	頁
た	超スマート社会 (Society5.0)	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。	12、17、31
	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害がある児童生徒のうち、比較的障害の程度が軽度である児童生徒に対して、各教科などの指導は主として通常の学級で行い、個々の障害の状態に応じた特別の指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）を行う場のこと。	54
	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会	2020年夏季に東京及びその周辺で開催されるオリンピック・パラリンピック大会。オリンピックは2020年7月24日（金）～8月9日（日）の日程で、パラリンピックは2020年8月25日（火）～9月6日（日）の日程で開催される。埼玉県でもオリンピック4競技（バスケットボール、サッカー、ゴルフ、射撃）とパラリンピック1競技（射撃）が開催される。	9、29、30、 46、47、86、 87、88、90、 92
	特別支援学校の センター的機能	特別支援学校が、その専門性を生かし、地域の小・中学校などに在籍する障害のある児童生徒などへの指導に対する支援を行うなど、その地域における特別支援教育の中核的な役割を担う働き。	55
な	認定こども園	幼稚園や保育所のうち、①就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能と②地域における子育て支援を行う機能を備えた施設について、設置者の申請に基づき知事が認定するもの。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。	8、33、34、 61、76、77、 80、103
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして法令で定めるもの。	13、54、
	ビッグデータ	ICTの進展により、生成・収集・蓄積等が可能かつ容易となった多性多量のデータの概念。近年、IoTやセンサー技術等の発達により大量に生み出されているデータを収集・分析することができるようになってきた。単独では一見価値を生み出さないようなデータであっても、大量に集めて分析することによって新たな知見を得られることがあり、ビッグデータ活用の取組が盛んになってきている。	17、31、48、 72

行	用語	説明	頁
は	PDCA	企画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）の4段階を繰り返すマネジメントサイクルのこと。	4、98
	非認知能力	認知能力ではない能力全般。本県の調査では、自制心（イライラしない、心の平静を保てる など）、自己効力（自分への自信、自己肯定力 など）、勤勉性（やるべきことをやる など）、やり抜く力（粘り強い、根気がある など）などのこと。	4
	プログラミング教育	子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成すること。	32
	ヘイトスピーチ	特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のこと。	42
	保育所保育指針	厚生労働省が示す、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めた指針。	33
	放課後子供教室	全ての子供を対象として、放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域住民の参画を得て子供たちが共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行うもの。	78、80、96
	放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。	80
ま	魅力ある県立学校づくりの方針	少子高齢化や生産年齢人口の減少などにより社会や経済における活力の低下が予想される中、産業構造の変化などに対応するとともに、社会で活躍するための汎用的な資質・能力の育成などを目指した今後の県立学校の教育の針路を示すために平成28年3月に策定。県立学校に入学する生徒一人一人の能力や特性に応じた自己実現を支援するとともに、将来の埼玉を担う人材として育成することを目的とする。	67
や	幼稚園教育要領	文部科学省が示す、幼稚園における教育課程その他の保育内容についての基準。	33
ら	ラグビーワールドカップ2019	2019年に日本国内で開催される第9回ラグビーワールドカップ。大会は2019年9月20日（金）～11月2日（土）の日程で、熊谷ラグビー場を含む全国12の会場で開催される。	9、29、30、46、47、86、90、92

埼玉県教育振興基本計画(案)に対する御意見

ページ	御意見
住所 (法人等の場合は主たる事務所の所在地) 〒 ※通勤・通学場所のある市町村名 _____ 市・町・村 (県外にお住まいの個人の場合)	
氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の氏名)	年齢 (あてはまるものに○を付けてください) 10歳未満 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

(注)・意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

・御意見については、この様式を御利用いただくか、任意の書面により上記項目を記載し御提出ください。

【募集期間】 平成30年9月11日(火)～平成30年10月10日(水)(必着)

【提出方法】 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
 電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

・郵送 〒330-9301(住所は省略できます)
 埼玉県教育政策課 政策担当あて

・FAX 048-830-4950

・メール a6992-02@pref.saitama.lg.jp

(いずれも件名を「埼玉県教育振興基本計画」としてください。)